

ソフト事業

○持続可能な観光推進モデル事業

令和7年度予算額：
150百万円

概要

- 地域が観光地としての自らの価値を磨きながら成長を続け、次世代に受け継がれていくためには、環境、文化、社会・経済面の持続可能性が必須。また、観光地・観光産業が、収益性の向上を通じて必要な投資・人材育成を進め、持続可能なあり方で発展していくことが重要。
- 海外からの観光客数増加及び“持続可能な観光”に関するニーズの増加トレンドを逃さず、将来にわたって我が国の多様な観光地が“選ばれ続ける観光地”となることを支援すべく、観光計画策定支援・モデル実証を実施する。

対象者

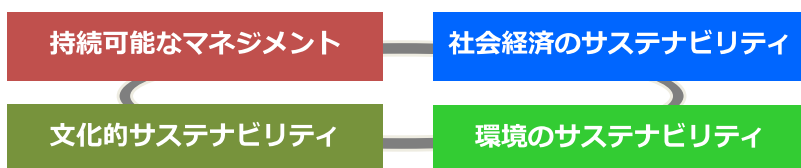
地方公共団体、DMO等

※②モデルケースの造成【調査事業】については、JSTS-Dのロゴ取得済、又は本事業実施後にガイドラインロゴの取得を行う地方公共団体・DMO等が対象。

日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）▶



＜日本版持続可能な観光ガイドラインを構成するカテゴリー＞



支援内容

①持続可能な観光計画等の策定支援＊【補助事業】

日本版持続可能な観光ガイドライン(ガイドライン)に基づく地域における持続可能な観光計画等の策定・改定を支援する。

＊2025年12月までに、ガイドラインロゴの取得を必須化

補助対象事業：

- ・観光計画策定のための関係者との調整や有識者招聘、コンサルティング等
- ・現状把握のための調査分析や地域におけるワークショップの実施 ※
- ・地域住民や関係者向け説明会・周知やJSTS-Dの勉強会の実施 ※
- ・観光計画の策定に付随する事業 ※

※に掲げる費用のみを対象とした事業は対象外

事業形態：

直接補助事業（補助率 1 / 2、上限500万円）



環境×観光

◀地元大学と連携したSDGsの関連プログラムの企画・実施

伝統的な町並みの保全のための歴史的資源の活用・収益化 ▶



文化×観光

支援内容

②モデルケースの造成【調査事業】

地方公共団体等※が地域の観光関係者と連携し、観光地のGX化や地域の自然・文化・生業等の保全・活用の推進等、地域の持続可能性の向上に資するモデル実証を行う。

※これまで取得したことが無い地方公共団体等を優先採択

事業形態：直轄事業

※国費による調査事業であり、補助事業・交付金事業ではないことに留意。

昨年度からの変更のポイント

①持続可能な観光計画等の策定支援【補助事業】

2025年12月までに、ガイドラインロゴの取得を必須化

支援手続スケジュール（予定）

①持続可能な観光計画等の策定支援【補助事業】

令和7年4月下旬頃～6月上旬頃：事業計画募集予定

- ・応募月の6月末を目処に審査結果をお伝え予定
- ・事業完了後、1か月を経過した日または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに完了実績報告書を提出する必要あり

②モデルケースの造成【調査事業】

令和7年4月下旬頃～5月下旬頃：モデル実証地域の公募予定

令和7年7月初旬頃：採択地域の決定予定

【連絡先】 国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室 TEL: 03-5253-8972

継続

○地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業

令和7年度予算額：445百万円

概要

○観光立国推進基本計画（R5.3閣議決定）では、訪日外国人旅行者一人当たりの地方部における宿泊数を、令和7年までに2泊とすることを目標としている。
（令和元年1.4泊）

○その達成に向けて、地方部での滞在時間や宿泊数の増加に資する取組をより一層推進していく必要があることから、2025年大阪・関西万博の開催も見据え、持続可能なあり方で旅行者の地域周遊・長期滞在を促進するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、地域が一体となっていく取組に対して、総合的な支援を行う。

事業イメージ

○旅行者の地域周遊・長期滞在の促進を目的とした次の取組を支援。

- ①調査・戦略策定
- ②滞在コンテンツの充実
- ③受入環境整備
- ④旅行商品流通環境整備
- ⑤情報発信・プロモーション



訪日外国人旅行者の増加

地方部へ誘客

連絡調整会議の
審査を経て
支援地方部での
滞在日数の増加

事業計画に基づく具体的取組

①調査・戦略策定

データに基づき、旅行者に対し訴求力のある取組を実施するための調査・戦略策定を支援。



マーケティング調査

②滞在コンテンツの充実

地域独自の観光資源を活用した滞在コンテンツの造成を支援。



滞在コンテンツの造成

③受入環境整備

二次交通情報の検索システムや観光地の案内アプリの整備等を支援。



観光地の案内アプリの整備

④旅行商品流通環境整備

旅行商品の国内外OTA※への掲載、旅行会社との商談会などを支援。



商談会への参加

⑤情報発信・プロモーション

WEB・SNSを活用したエリア内のコンテンツの魅力等に関する効果的な情報発信を支援。



SNSを活用した魅力発信

※OTA：Online Travel Agentの略で、インターネット上で取引を行う旅行会社のこと。

対象者

登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体（登録DMO、地方公共団体）

※但し、①調査・戦略策定 及び ⑤情報発信・プロモーションは広域連携DMOが実施主体となることを基本とする。

対象事業

旅行者の地域周遊・長期滞在の促進を目的とした次の取組を支援。

①調査・戦略策定

②滞在コンテンツの充実

③受入環境整備

④旅行商品流通環境整備

⑤情報発信・プロモーション

※地方ブロック毎に開催される連絡調整会議における調整を行ったものに限る。

支援内容

【補助率】

①：定額（上限1,000万円）

②③④⑤：事業費の1/2等

支援手続スケジュール

令和6年9月17日～10月15日：令和7年度事業計画（案）募集期間

令和6年11月下旬：連絡調整会議実施

令和7年1月上旬～1月中旬：令和7年度事業計画公募期間

令和7年4月上旬：交付決定予定

【連絡先】国土交通省 観光庁 観光地域振興課 広域連携推進室
TEL：03-5253-8327

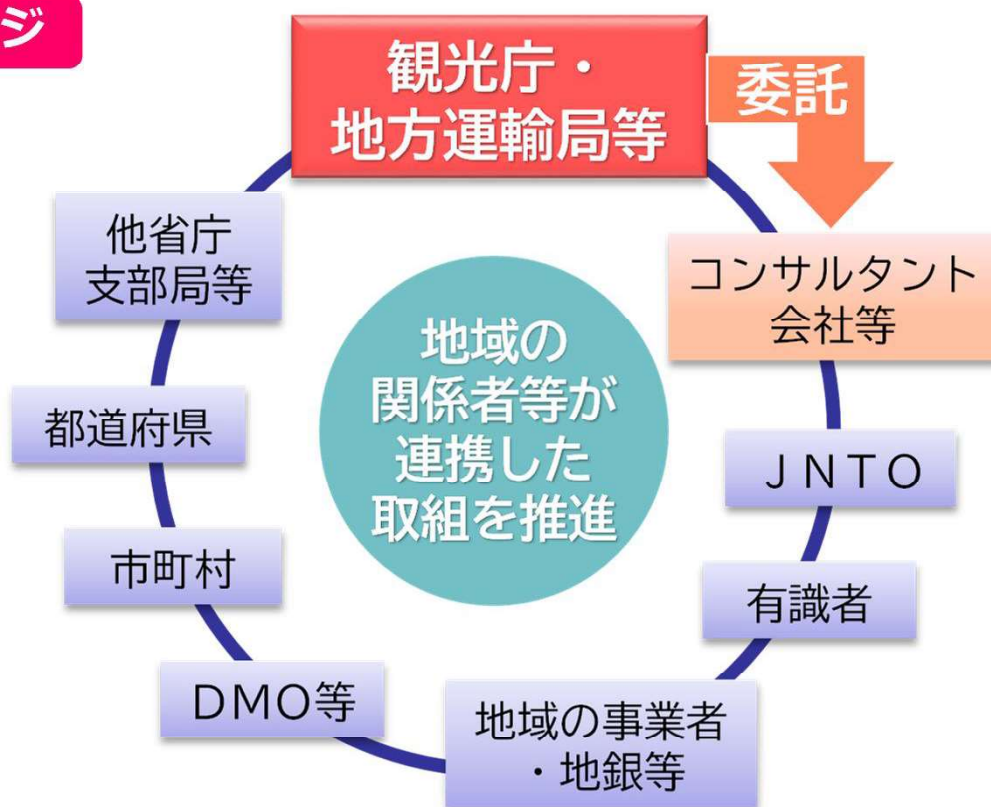
○地域・日本の新たなレガシー形成

令和7年度予算額：
376百万円の内数
(新たな交流市場・観光資源の創出事業)

概要

- 将来にわたって国内外から旅行者を惹きつけ、継続的な来訪や消費額向上につながる、**地域・日本のレガシー（遺産）となる新たな観光資源を形成**するため、令和4年度より各地方運輸局等で実現可能性調査・プラン作成を実施。
- 令和7年度以降は、令和6年度までに発掘した事業のうち**日本を代表する魅力となり得る良質な案件を対象に、事業の実現に向け重点的に検討する。**

事業イメージ



対象者

地域・日本の新たなレガシーとなる観光資源を形成しようとする地方公共団体等（応募主体は問わないが、地方公共団体の参画を必須とする。）

支援内容

- 地域におけるレガシー形成を促進するための以下の取組
- ・ 実現可能性調査（FS調査）
 - ・ 調査結果を踏まえたプラン作成
 - ・ 事業化に向けた検討 等

対象事業

以下の「レガシー形成の考え方」に合致する事業を対象とする。

- ① 地域において最も輝いていた時代の建築物や文化を面的に再現し、活用していく取組
- ② 地域で脈々と受け継がれてきた自然・景観、食、文化、遺産（日本遺産、重要文化財、伝統技術等）等を、面的に又は線で再現し、活用していく取組
- ③ 地域における自然・景観、食、文化、人（住民）と、アートなど新しく創出した資源との融合により、地域に人々を惹きつける取組
- ④ シンボリックで一点豪華主義なものを創出していく取組

支援手続スケジュール（予定）

令和7年4月：採択事業決定

備考

本事業は、観光庁・地方運輸局等において、上記の考え方に基づきFS調査やプラン作成等の実施を希望する事業を公募し、採択された地域と連携して調査・検討を実施することにより、レガシー形成に向けた取組を推進するものであり、地域で行う事業への補助を行うものではありません。

【連絡先】 観光庁 観光地域振興部 観光地域振興課
TEL：03-5253-8327（直通）

○地域の担い手展開推進事業

令和7年度予算額：
18百万円

概要

■内閣府地方創生推進室では、地域の稼ぐ力を高めるとともに、地方の社会課題解決を促進するために、「地域資源の価値向上」に資する地域商社等の事業者や「地方での生活に必要な機能の提供」を行う社会課題解決の担い手の起業促進、経営課題への対応力強化を、ポータルサイト上での優良事例等の情報発信やセミナー、対面勉強会を通じて支援している。

事業イメージ

<社会課題や社会課題解決事業の例>

地域資源の価値向上

地方での生活に必要な機能の提供

(社会課題)

地場産業の振興 ①観光業	地場産業の振興 ②地域文化・伝統産業	地場産業の振興 ③農林水産業
効率的なサービスの提供	生活インフラ縮小への対応	空き家増加に伴う治安悪化の改善
子育て支援ニーズの高まり・多様化への対応	地域住民間のつながり創出	ハンディキャップを持つ人々のニーズへの対応

(社会課題解決事業)

- 交通弱者向けの福祉タクシー
- 地域住民間のつながり創出のための施設運営
- デジタル技術を活用した農林水産業の生産性向上
- 地方の特産品や伝統文化を活用した観光体験の高付加価値化



- ・他の人の起業分野・方法を知りたい
- ・起業後の運営課題に事前に備えたい
- ・自分のビジネスアイデアが市場で通用するのか確かめたい
- ・活用できる制度を知りたい

ポータルサイトやセミナー、対面勉強会による支援

- 社会課題の解決に取り組む具体事例
- 支援制度・窓口情報
- セミナー実施レポート

起業・事業継続等に対する不安・懸念の解消

社会課題解決の担い手の起業促進・事業拡大等

社会課題の解決促進

対象者

- 「地域資源の価値向上」に資する地域商社等の事業者（予定者含む）及びその支援者
- 「地方での生活に必要な機能の提供」を行う社会課題解決の担い手（予定者含む）及びその支援者

対象事業

ブランディングや販路拡大等により地域資源の価値向上につなげる事業や、地域内で不足している生活に必要な機能の提供を行うことにより社会的課題の解決を目指す事業。

支援内容

①ポータルサイト運営

優良事例や支援メニュー等の掲載及び相談窓口を設置したポータルサイトを運営する。

②セミナー事業

有識者や起業経験者、支援者等を講師として招き、経営課題への対応力強化や、既存事業の更なる発展、起業を促す情報を提供する。

③対面勉強会

社会的課題の解決に資する事業の担い手の広域連携、越境支援を目的とした対面勉強会（マッチング会）を実施し、各地自治体や他事業者等とのワンストップでのシームレスな面談、マッチングを実現し、事業拡大を支援する。

スケジュール（予定）

セミナーの開催や優良事例の掲載等の情報はポータルサイト
（ <https://chiikisyousya-network.go.jp/> ）にてご確認ください。

【連絡先】 内閣府地方創生推進室 TEL : 03-6257-1417（直通）

○伝統的工芸品産業支援補助金

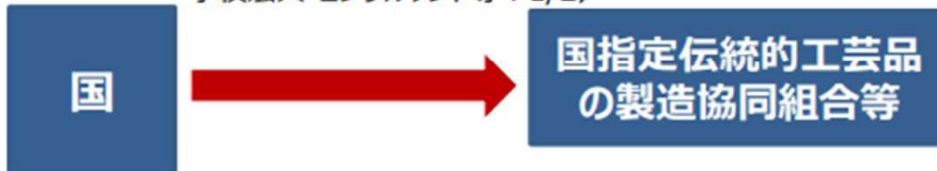
令和7年度予算額：
1,082百万円の内数

概要

「伝統的工芸品産業の振興に関する法律（伝産法）」第2条に基づき指定を受けた伝統的工芸品を対象とし、伝統的工芸品を製造する協同組合等が、同法の規定により認定を受けた各種事業計画に基づき実施する、後継者育成や需要開拓・意匠開発等の取組を支援する。

事業イメージ

補助（産地組合・製造事業者等：2/3、
学校法人・コンサルタント等：1/2）



新商品開発の例：尾張仏具（愛知県）

尾張仏具の伝統的な加工技術と木目を活かしたインテリアやテーブルウェアを開発。業界閑散期の売上底上げと、産地の活性化および技術の継承を目指し、神仏具業界以外の分野で現代の生活に合った新製品を拡充し、また情報発信によるPRも行った。



後継者育成の例：琉球絣（沖縄県）

150日間の研修で、琉球絣の製織技術習得を中心とした総合的な研修を実施。
各受講生が着尺6反（夏物3反、冬物2反、花織1反）を制作し、デザインや染色の基本も学んだ。



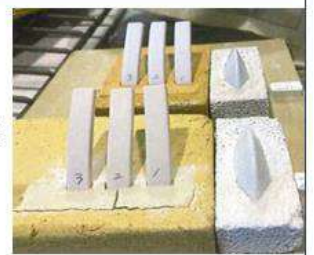
販路開拓の例：熊野筆（広島県）

化粧筆や書道筆を用いるシーンやターゲットが大きく変化する中、現在流行の形状や色彩を取り入れ、消費者に訴求するデザインの新商品を開発し、ブランディング戦略に基づいての告知や、インターネット等を活用した需要の開拓を実施。



原材料確保対策の例：波佐見焼（長崎県）

波佐見焼の主原料である天草陶石の現状を把握するとともに、陶土業者等と連携して未使用の天草陶石活用のための調査研究を行い、安定した原材料の確保を行う産地としての体制を整備。



対象者

国指定伝統的工芸品の製造協同組合等

対象事業

伝産法に基づき認定を受けた3～5年の各種事業計画に沿って実施される事業を対象とする。

支援内容

下記事業について、上限2,000万円を補助。（ ）は補助率。

【振興計画】 後継者育成事業（1/2、2/3以内）、技術・技法の記録収集・保存事業、原材料確保対策事業、需要開拓事業、意匠開発事業（2/3以内）

【共同振興計画】 需要開拓等共同展開事業、新商品共同開発事業（2/3以内）

【活性化計画・連携活性化計画】 活性化事業、連携活性化事業（2/3以内）

【支援計画】 人材育成・交流支援事業、産地プロデューサー事業（1/2以内）

支援手続スケジュール

公募期間等は各経済産業局にお問合せください。

（例年1月頃に募集開始。ただし、補助金の応募申請の1か月前までに伝産法の計画認定を受ける必要があります。）

【連絡先】

経済産業省商務・サービスグループ
文化創造産業課伝統的工芸品産業室
各経済産業局伝統的工芸品産業担当部局
各都道府県伝統的工芸品産業担当部局

TEL : 03-3501-1750

継続

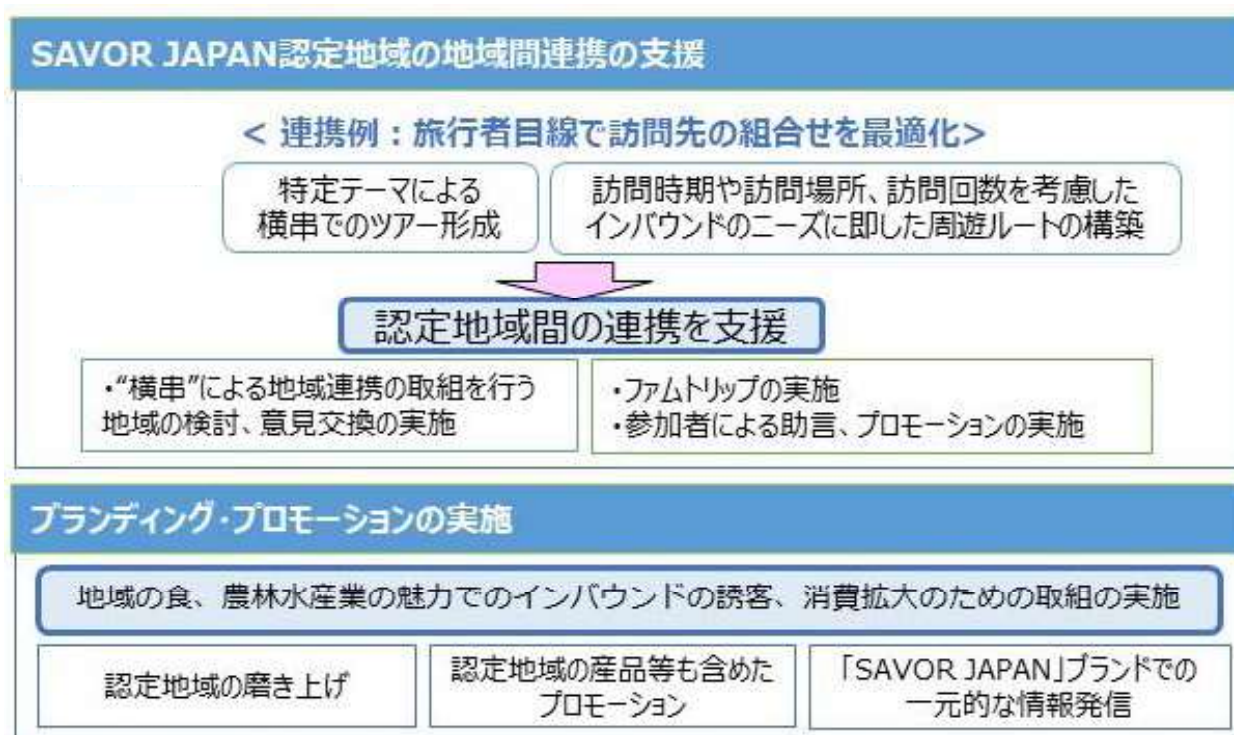
○訪日外国人対応による輸出促進連携支援事業

令和7年度予算額：
19百万円

概要

- ・農林水産省では、地域の食やそれを支える農林水産業、伝統文化等の魅力で、訪日外国人を誘客する地域を、「SAVOR JAPAN」として農林水産大臣が認定しています。
- ・海外の消費者の日本食・食文化への興味・関心を高めるとともに、新たな需要の創出に繋げる好循環の構築に向け、インバウンドによる食関連消費と農林水産物・食品の輸出の相乗的な拡大を図るため、SAVOR JAPAN認定地域の磨き上げの実施等により、認定地域の共通性を生かしたテーマによる連携や効果的な誘客等を促進する取組を支援します。

事業イメージ

SAVOR JAPAN認定地域に対する
以下の取組を実施します。

対象者

民間団体等

対象事業

- 地域の食・食文化の魅力で訪日外国人の誘致を図るSAVOR JAPAN認定地域において、効果的な誘客等を促進する取組
- 訪日外国人のニーズに対応した食体験コンテンツを造成するため、専門家の派遣等による磨き上げ等の取組
- 国内外の観光・物産博への出展の支援、認定地域での食や食文化に関する一体的な情報発信の取組

支援内容

委託事業

支援手続スケジュール

令和7年3月：入札公告済

令和7年3月：入札済

令和7年4月：委託契約締結済

【連絡先】

農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部

外食・食文化課 食文化室 TEL：03-6744-2012

継続

○スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ
創出等総合推進事業令和7年度予算額：
167百万円

概 要

地域資源とスポーツが融合した観光を楽しむ「スポーツツーリズム」について、回復基調にある訪日旅行客を主なターゲットとし、引き続き、ニーズに沿った効果的な取組事例の創出、DXを活用したプロモーション等によるスポーツツーリズム・ムーブメントの創出を進める。合わせて、武道含めたスポーツツーリズムの認知拡大による地方誘客につなげながら、訪日旅行客等のニーズの変化を的確に見極め、地域スポーツ資源を活用した国内外から選ばれるコンテンツの戦略的な創出を図る。

事業イメージ



スポーツによる地方創生・まちづくりへ

対象者

- ① 地方公共団体や関係企業等が連携した団体、協議会、または法人格を有する団体
- ②、③ 法人格を有する団体

対象事業

- ① スポーツツーリズム・武道等コンテンツ創出事業（委託）
- ② スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業（委託）
- ③ スポーツツーリズム・マーケット調査事業（委託）

支援内容

- ① スポーツツーリズム・武道等コンテンツ創出事業
 - 武道をはじめとする地域スポーツ資源を活用したコンテンツの創出をモデル的に支援し、地方部での長期滞在への貢献等の効果検証等を行う。
※ライフパフォーマンス、検定・資格取得 等
- ② スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業

全国各地でのスポーツツーリズムの認知拡大、取組加速化を図るため、

 - ホームページやSNSを通じたプロモーションや、セミナー等を通じた各地域での自発的なプロモーション活動を促進する。
 - 武道を中心とした体験機会を国内外で創出し、日本ならではのスポーツツーリズムの認知拡大、地方誘客を促進する。
 - 武道コンテンツ体験時の安全確保手法等の検討など、新規事業参入に必要な環境整備に取り組む。
- ③ スポーツツーリズム・マーケット調査事業
 - 今後のスポーツツーリズムの展開に効果的な「目的」「テーマ」「コンテンツ」等の在り方について、有効性の高い最新データを収集し、訪日旅行者等のニーズを把握・分析する。

昨年度からの変更のポイント

対象事業②において、武道を中心とした体験機会を海外でも創出し、日本ならではのスポーツツーリズムの認知拡大、地方誘客を促進する。また、今後のスポーツツーリズムの展開に効果的な「目的」「テーマ」「コンテンツ」等の在り方について、検討するため、マーケット調査事業を実施する。

支援手続スケジュール

- ① スポーツツーリズム・武道等コンテンツ創出事業

令和7年4月末頃：令和7年度事業募集（予定）
令和7年6月：契約締結（予定）
- ② スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業

令和7年2月：令和7年度事業募集（予定）
令和7年4月：契約締結（予定）
- ③ スポーツツーリズム・マーケット調査事業

令和7年4月末頃月：令和7年度事業募集（予定）
令和7年6月：契約締結（予定）

【連絡先】 スポーツ庁参事官（地域振興担当）
TEL：03-6734-3931（直通）

継続

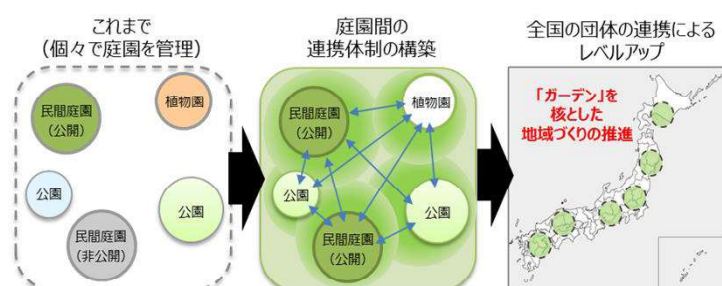
○ガーデンツーリズムの推進 (庭園間交流連携促進計画登録制度)

概要

複数の庭園等が連携し、多様な庭園等の個性を十分に発揮するように磨き上げを図ることで、魅力的な体験や交流を創出する取り組みを促進し、地域の活性化と庭園文化の普及を図る。

事業イメージ

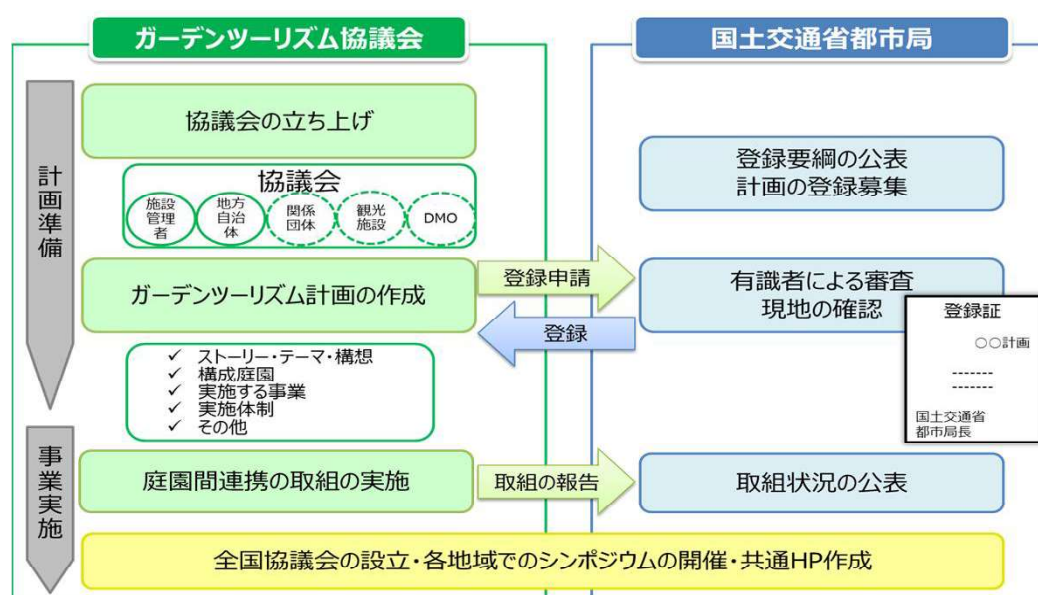
◆ ガーデンツーリズム登録制度（イメージ）



◆ ガーデンツーリズム登録制度の登録ロゴマーク



◆ ガーデンツーリズム登録制度の流れ



対象者

地方公共団体及び庭園等の管理者、その他関係者を構成員とする協議会

対象事業

庭園間交流連携促進計画の主な記載事項は以下のとおり。

- ① 計画の名称及び登録申請部門
- ② 計画のテーマ及び将来像（ビジョン）
- ③ 計画を構成する庭園等
- ④ 実施する事業
- ⑤ 協議会の構成員及び事業実施体制
- ⑥ その他計画の実施にあたって必要な事項

登録された計画：19計画（令和7年4月現在）

第1回登録

北海道ガーデン街道
北海道旭川市、富良野市、帯広市ほか



真鍋庭園（帯広市）

第1回登録

アメイジングガーデン・浜名湖
静岡県浜松市、湖西市、袋井市、掛川市



はままつフラワーパーク（浜松市）

第3回登録

雪舟回廊
岡山県総社市、島根県益田市、山口県山口市、広島県三原市ほか



萬福寺庭園（益田市）

第4回登録

花と暮らし恵庭の花めぐり※
北海道恵庭市



ガーデンギャラリー（恵庭市）

第6回登録

ローズマインドに出会う旅※
広島県福山市



ばら公園（福山市）

第1回登録

ガーデンネックレス横浜
神奈川県横浜市



日本大通り（横浜市）

第1回登録

宮崎花旅365
宮崎県宮崎市



フロランデ宮崎（宮崎市）

第3回登録

むさしの・ガーデン紀行
三鷹市、調布市、小金井市ほか



都立野川公園
（三鷹市／調布市／小金井市）

第5回登録

森の京都ガーデンツーリズム
京都府亀岡市、南丹市、京丹波町ほか



千手寺（亀岡市）

第1回登録 富士・箱根・伊豆

「皇室ゆかりの庭園」ツーリズム
神奈川県箱根町、静岡県沼津市、三島市ほか



沼津御用邸記念公園
（沼津市）

第2回登録

いばらきガーデン＆
オーチャードツーリズム
茨城県水戸市、ひたちなか市、笠間市ほか



偕楽園公園（水戸市）

第4回登録

わかやま庭園文化と歴史回遊
和歌山県和歌山市、岩出市、紀の川市ほか



金剛峯寺蟠龍庭（伊都郡高野町）

第5回登録

みよし野ガーデン里山探訪※
埼玉県三芳町



三富今昔村（三芳町）

第1回登録

にいがた庭園街道
新潟県新潟市、村上市、新発田市ほか



旧齋藤家別邸（新潟市）

第2回登録

湘南邸園文化ツーリズム
神奈川県小田原市、茅ヶ崎市、大磯町ほか



小田原邸園交流館 清閑亭
（小田原市）

第4回登録

みやぎ蔵王ハーモニー花回廊
宮城県川崎町、柴田町、蔵王町ほか



船岡城址公園（柴田郡柴田町）

第6回登録

花と湯の町 なかのじょう※
群馬県吾妻郡中之条町



中之条ガーデンズ（吾妻郡中之条町）

伊勢国お庭街道

三重県桑名市、菰野町、鈴鹿市ほか



北畠氏館跡庭園（津市）

花でつながる北関東花回廊

茨城県ひたちなか市、栃木県芳賀郡、群馬県館林市ほか



あしかがフラワーパーク（足利市）

第7回登録：令和7年4月登録

※恵庭・みよし野・なかのじょう・福山が「探訪部門」、その他は「周遊部門」

支援内容

- 国土交通省HP等において、各登録協議会に関する情報を国内外へ発信
- 全国都市緑化フェア等、緑に関する行催事と連携したPRを実施
- 先進事例の横展開を通じ、「ガーデン」を核の一つとした地域づくりを推進

支援手続スケジュール（予定）

【第8回登録スケジュール】

- 令和7年6月 庭園間交流連携促進計画の公募
- 7月 ガーデンツーリズム登録申請説明会
- 冬頃 ガーデンツーリズム登録計画の決定
- 令和7年春頃 登録証交付式・ガーデンツーリズム登録制度
全国会議の開催

随時、ガーデンツーリズムの登録申請に関する相談等を受付。



【連絡先】

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 緑地環境室 TEL:03-5253-8420
URL:https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_gardentourism.html

○地域における受入環境整備促進事業

令和7年度予算額：
620百万円の内数

概要

- 我が国の各観光地における観光客の受入環境整備に当たっては、順調に増加するインバウンド旅行者を含めた観光客に対してストレスフリー・バリアフリーで快適な旅行を満喫してもらうための環境整備の側面と、観光地の住民の生活の質を確保しつつ、地域資源の保全・活用等を推進する側面の両面を、持続可能なあり方で追求することが重要。
- 本事業においては、全国の観光施設・公共交通機関等における受入環境整備の取組を支援するとともに、地域資源の保全・活用等に資する取組を集中的に支援。

事業イメージ

(1) 持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備促進

需要の適切な管理



入域料等徴収のためのシステム整備

需要の分散・平準化



観光スポットや周辺エリアの混雑状況の可視化・リアルタイム配信

マナー啓発



マナー啓発のためのコンテンツ制作、看板・デジタルサイネージ等の整備

地域資源の保全・活用



自然保護のための遊歩道の整備



バイオトイレの整備

(2) 交通サービスの受入環境整備を支援

■ 公共交通機関等における多言語表記、UDタクシー、キャッシュレス決済等の整備を支援。



多言語表記



UDタクシー



キャッシュレス決済

対象者

- (1) 地方公共団体、DMO、民間事業者等
- (2) 地方公共団体、民間事業者等

対象事業

(1) 持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備促進

- ・観光地における需要の適切な管理や、観光客向けのマナー啓発に向けた整備導入等のオーバーツーリズムの未然防止・抑制や地域資源の保全・活用に向けた受入環境整備を支援。
- ・持続可能な観光推進に係る国際認証等を受けた地域における面的な設備導入や施設改修等を総合的に支援。

(2) 交通サービスの受入環境整備を支援

- ・ストレスフリーな交通利用環境の利便性向上等を実現するため、多言語表記、多言語案内用タブレット端末の導入、無料Wi-Fiの整備、トイレの洋式化及び機能向上、全国共通ICカード・QRコード決済等の導入、旅客施設や車両等の移動等円滑化等のインバウンド対応事業に要する経費の一部について支援。

支援内容（補助率等）

- (1) 1/2（上限5,000万円）

※ただし、日本版持続可能な観光ガイドラン（JSTS-D）ロゴマークを取得している
補助対象事業者は、補助率に10分の1を加算

- (2) 2/3、1/2、2/5、1/3、1/4等
（交通サービス調査事業は上限1,000万円）

昨年度からの変更のポイント

- ・（1）は、ガイドラインロゴマークを取得している事業者は、補助率に10分の1を加算
- ・「インバウンド安全・安心対策推進事業」及び「宿泊施設の受入環境整備」は、別事業化を予定（本事業の対象からは除外予定）。

支援手続スケジュール（予定）

- (1) 令和7年4月下旬 公募開始
令和7年6月下旬 公募締切
令和7年8月上旬 交付決定（事業着手）
- (2) 交通関係については、最寄りの地方運輸局等にお問い合わせください。

【連絡先】 (1) 国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室
TEL：03-5253-8972
(2) 国土交通省 総合政策局 地域交通課
TEL：03-5253-8396

○街なみ環境整備事業

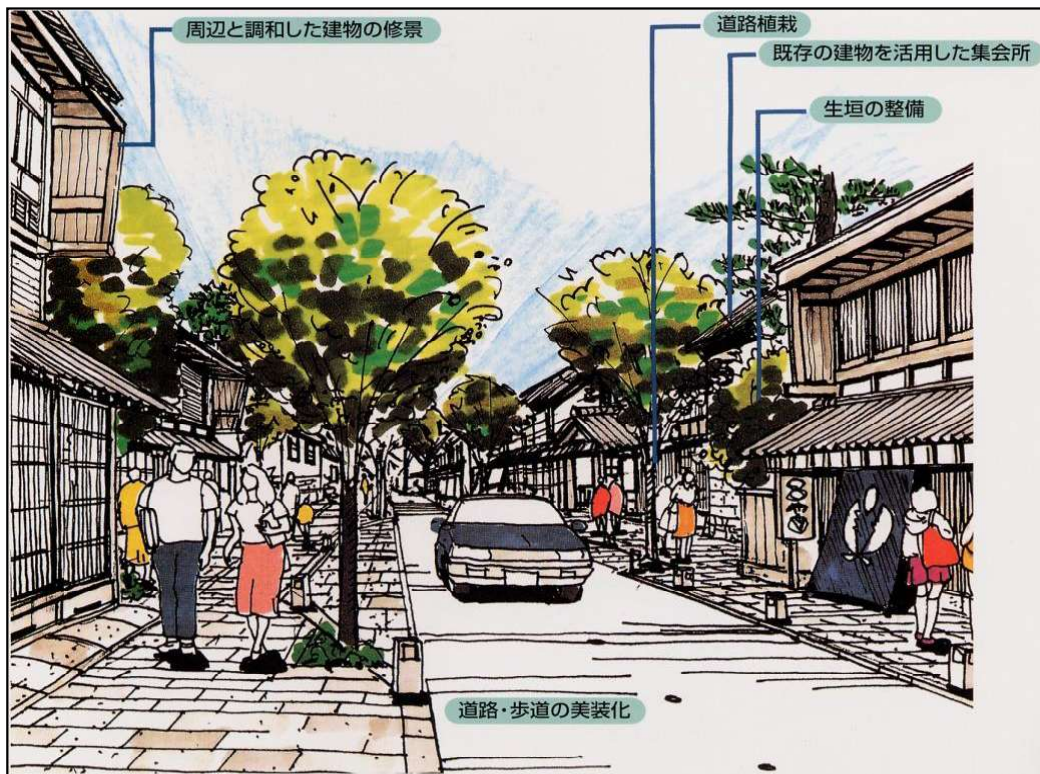
※社会資本整備総合交付金等の基幹事業

令和7年度当初予算額：社会資本整備総合交付金等の内数

概要

住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅・地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりと潤いのある住宅地区を形成する。

事業イメージ・対象事業・支援内容



空家住宅等の除却

空家住宅等の除却(交付率:1/2)

街なみ景観整備の助成

住宅等の修景
(外観の修景の整備)



景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の活用(修理、移設、買取等)



(交付率:1/2、1/3)

協議会の活動の助成

協議会の活動の助成

勉強会、見学会、資料収集等
(交付率:1/2)

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備



生活環境施設の整備

(集会所、地区の景観形成のため設置する非営利的施設等)



公共施設の修景

(道路の美装化、街路灯整備等)

電線地中化



(交付率:1/2)

対象者

市町村、法律に基づき組織された市町村を構成員に含む協議会

【連絡先】 国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL: 03-5253-8517

○離島活性化交付金

令和7年度予算額：
1,006百万円

概要

離島における地域活性化を推進するため、地方自治体等による離島の観光情報の発信、交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり及び島外住民との交流の実施・繋がり構築の推進など、観光の推進による交流の拡大を支援する。

事業イメージ

離島活性化交付金事業(概要)

離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定・福祉向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、定住促進や交流促進に係るソフト事業を支援する枠組み。

- ◆事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体
- ◆対象事業：以下の事業メニューに該当するもの
- ◆補助率：都道府県、市町村、一部事務組合・・・予算の範囲内で各事業の1/2以内
民間団体・・・予算の範囲内で各事業の1/3以内
(国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。)
- ※流通効率化事業は、民間団体であっても1/2以内
- ※特定有人国境離島地域に係る輸送費支援は、6/10以内
(国の負担額は、地方公共団体の負担額の3倍を超えないものとする。)
- ※産業活性化事業における創業支援金は、上限事業費600万円/1事業
(地方自治体毎に3事業まで。)
- ◆事業期間：原則として3年以内
- ◆成果目標：あらかじめ提出する事業計画において、定量的な成果目標を設定

○定住促進事業

- ・産業活性化事業
 - 雇用の創出のための戦略産品開発
 - 戦略産品(5品目まで)の輸送費支援
 - 企業誘致・創業等促進(企業誘致に向けた調査、コーディネーター招聘、離島の地域課題解決に資する社会的事業に対する創業支援金等)
- ・定住誘引事業
 - U・I・Jターン希望者のための情報提供等
- ・流通効率化事業
 - コンテナ(冷凍、冷蔵含む)、荷役機材、冷凍庫、冷蔵庫等
- ・デジタル技術等新技術活用促進事業
 - ドローン、グリーンズローモビリティ、遠隔診療の導入等
- ・小規模離島等生活環境改善事業
 - 買い物支援、高齢者の送迎支援等

・安全・安心向上事業

防災計画作成、防災講習の実施、防災機能強化のための設備等

○交流促進事業

- ・離島における地域情報の発信
 - パンフレット作成、WEBの作成運用、PR活動等
- ・交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり
 - 中間支援組織の立ち上げ、観光メニュー等のプログラムの作成、交流人口の拡大に必要なトイレ改修等※
- ・島外住民との交流の実施・繋がり構築の推進
 - 離島留学に関する支援(寄宿舎運営費・整備費等)、離島体験ツアー等

※洋式化、バリアフリー化を対象とし新設は対象外。

対象者

都道府県、市町村、一部事務組合、民間団体

対象事業

○「定住促進」事業・・・雇用機会の創出のための戦略産品開発、戦略産品の移出及び戦略産品の原材料等の移入に係る海上輸送費支援、U・I・Jターン希望者のための情報提供、企業誘致のための仕組みづくり、デジタル技術等の新技術の導入による地域課題の解決、小規模離島等における生活環境の改善支援、防災計画策定など

○「交流促進」事業・・・離島における地域情報の発信、交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり、島外住民との交流の実施・繋がり構築の推進など

支援内容

上記事業に対する取り組みに対し、以下の交付率にて支援を行う。

補助率：都道府県、市町村、一部事務組合・・・予算の範囲内で各事業の1/2以内

民間団体・・・予算の範囲内で各事業の1/3以内（ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。）

特定有人国境離島地域における輸送費支援事業については、6/10以内（ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額の3倍を超えない額までとする。）

昨年度からの変更のポイント

昨年度から変更なし

支援手続スケジュール（予定）

随時受け付けている。

備考

【連絡先】国土交通省 国土政策局 離島振興課
TEL: 03-5253-8421

○地域再生制度

概要

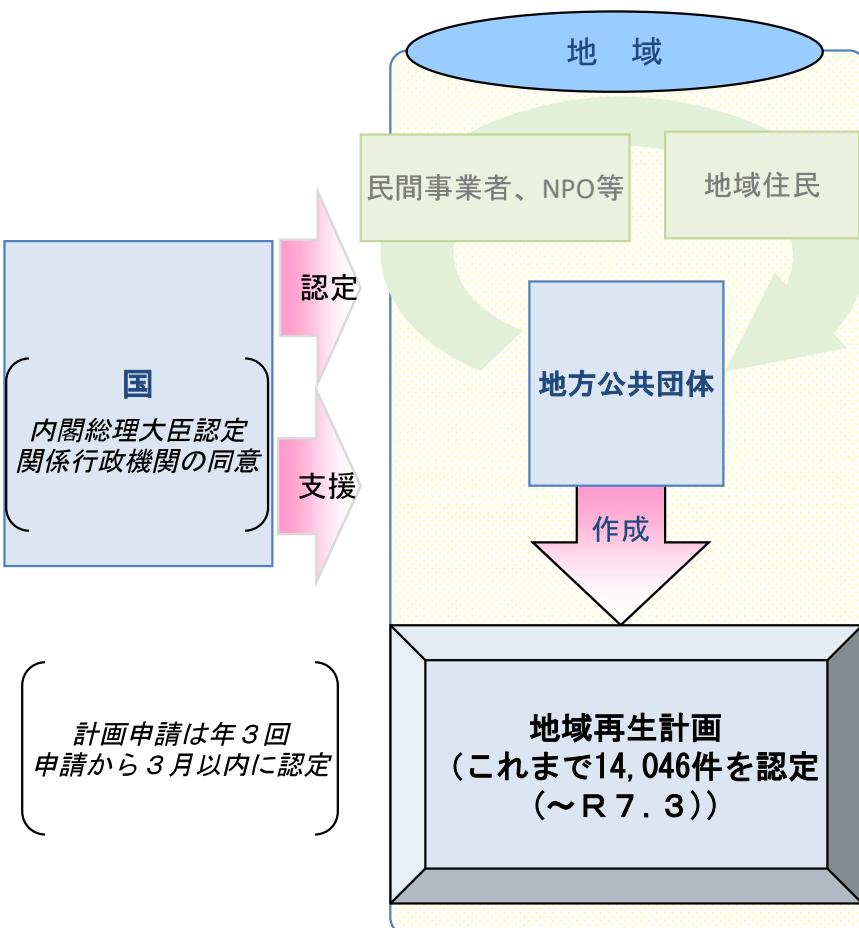
地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定等を行う。

事業イメージ

○地域再生法（平成17年法律第24号）

- 地方公共団体が作成する**地域再生計画**を内閣総理大臣が認定、認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援
- 地域再生の施策は、「**就業の機会の創出**」「**経済基盤の強化**」「**生活環境の整備**」が3本柱
- 地域再生法は、各府省横断的・総合的な施策を載せる共通プラットフォームとして機能
- 計画認定には、地域再生基本方針（閣議決定）への適合を確認

○地域再生計画の認定プロセス



主な支援措置メニュー

- ①新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)
(R6創設)
(注)デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ/地方創生拠点整備タイプ)(R4創設)等を新たに位置付けたもの。
(注)R6改正で、民間事業者が公共的施設等の整備を行う場合についても、地方公共団体が第2世代交付金を活用し補助する場合には、地方負担分を地方債の起債対象とすることとした。
- ②企業版ふるさと納税
(まち・ひと・しごと創生寄附活用事業)(H28創設)
- ③地域再生支援利子補給金 (H20創設)
- ④企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等
(地方活力向上地域等特定業務施設整備事業)
(H27創設、H30改正、R6改正)
- ⑤地域再生エリアマネジメント負担金
(地域来訪者等利便増進活動計画)(H30創設)
- ⑥商店街活性化促進事業 (H30創設)
- ⑦「小さな拠点」の形成に係る手続・課税の特例
(地域再生土地利用計画)(H27創設)
(小さな拠点税制)(H28創設、H30改正)
- ⑧生涯活躍のまち形成事業 (H28創設)
- ⑨地域住宅団地再生事業 (R1創設、R6改正)
- ⑩既存住宅活用農村地域等移住促進事業 (R1創設)
- ⑪民間資金等活用公共施設等整備事業
(民間資金等活用事業推進機構(PFI推進機構)の業務特例)(R1創設)
- ⑫補助対象施設の有効活用
(財産処分制限に係る承認手続の特例)(H17創設) 等

対象者

地方公共団体又は地方公共団体の組合

対象事業

地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を実施するための事業。具体的には認定地域再生計画に記載された支援措置を活用して実施する事業。なお、地域再生計画の認定基準は以下のとおり。

▶地域再生計画の認定基準（地域再生法第5条第15項）

- 一 地域再生基本方針に適合するものであること。
- 二 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること。
- 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

支援内容

地域再生計画に記載し、認定を受けることにより活用することが可能となる法律上の特別の措置及び各所管省庁が地域再生計画と連動して実施する施策については、HPにて公表している。

▶詳細はこちら

https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kekka/250328/07_250328_jimurennraku_attachment.pdf

▶観光地域づくりに資する施策例

- 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）（内閣府）
- 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）（内閣府）
- 地域再生エリアマネジメント負担金制度（内閣府）
- 商店街活性化促進事業に係る手続・資金調達の特例等（内閣府）
- 農山漁村振興交付金（農林水産省）
- 補助対象施設の有効活用 等

支援手続スケジュール（予定）

- 毎年度5月、9月、1月頃 地方公共団体から地域再生計画の認定申請受付
- 毎年度7月、11月、3月頃 内閣総理大臣が地域再生計画を認定

【連絡先】

内閣府 地方創生推進事務局 地域再生担当 TEL：03-5510-2474

○中心市街地活性化制度

令和7年度予算額：
22百万円

概要

- 【目的】 少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。
- 【基本理念】 地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行う。

事業イメージ

基本方針
中心市街地活性化本部（本部長：内閣総理大臣、構成員：全閣僚）が
案を作成→閣議決定

地域ぐるみの取組

（まちづくり会社・商工会議所・市町村・地域住民・民間事業者等）
中心市街地活性化協議会

基本計画
への意見

中心市街地活性化
基本計画
＜市町村が作成＞

- 基本的な方針
 - 位置及び区域
 - 目標（定量的な数値目標）
 - 計画期間（概ね5年以内）
 - 中心市街地活性化のための事業
 - フォローアップ
 - 推進体制
- 等

申請

認定

内閣総理大臣による認定制度

内閣総理大臣

協議

同意

関係行政機関の長

認定計画の実施等について意見

認定中心市街地活性化基本計画

対象者

中心市街地活性化基本計画に位置付けられた事業主体
（地方公共団体、まちづくり会社、民間事業者等）

対象事業

- 市街地の整備改善
- 都市福利施設の整備
- まちなか居住の推進
- 経済活力の向上

基本計画の認定と連携した支援措置

- 新しい地方経済・生活環境創生交付金の申請上限数の緩和＋優先採択（内閣官房）
 - 中心市街地共同住宅供給事業（国土交通省）
 - 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）（国土交通省）
 - 中心市街地における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））（経済産業省）
 - 中心市街地活性化ソフト事業（総務省）
- ・・・等

支援手続スケジュール（予定）

- 認定を目指す前々年度まで 内閣府への事前相談が望ましい
- 認定を目指す前年度まで
 - ・地域の現状分析、住民等のニーズの把握
 - ・地元での中心市街地活性化への方針や計画の合意形成、都市計画手続き、中心市街地活性化協議会の設置
 - ・計画原案書の作成
- 認定を目指す年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基本計画内容の調整、 国の支援措置について関係行政機関と調整												
事前ヒアリング												
基本計画素案の提出					★							
ヒアリング												
基本計画案の提出（完成）												
関係行政機関の長の事前同意手続												
基本計画の認定申請												
関係行政機関の長の同意手続												
基本計画の認定												★

※認定は年度末を基本とするが、市町村の個別事情に応じた調整も可能

備考

- 地方創生ホームページ
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/index.html>

【連絡先】 内閣府 地方創生推進事務局 中心市街地活性化担当
 TEL：03-5510-2209

○地域公共交通確保維持改善事業

令和7年度予算額：
20,905百万円

概要

地域のバス・鉄道の減便・廃止や運転者の不足等により、地域住民の移動に不便が生じているという現状の改善や、我が国成長のエンジンである観光需要の地方誘客に向けた観光二次交通の確保は、待ったなしの課題。

「交通空白」解消に向け、「地域の足」「観光の足」の確保を強力に進めるとともに、デジタル技術も活用し、地域のあらゆる関係者が参画した連携・協働の取組を進め、地域交通の「リ・デザイン」を全国的に展開。

事業イメージ

「交通空白」の解消、多様な関係者の連携・協働等による持続可能な地域交通への進化

■「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト

喫緊の課題である「交通空白」の早期解消等に向け、

- ・「交通空白」の課題がある自治体において、都道府県が先導する場合も含め、公共/日本版ライドシェア導入等を総合的に後押し
(調査・計画策定・合意形成、実証運行に係る車両・システム・運行費等の支援)
- ・地域の多様な主体の連携・協働による「共創」実証運行、MaaSの広域化等支援
- ・『「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム」パイロットプロジェクト推進
(官民連携、地域間連携、モード間連携の広域的解決モデルを横展開)



■訪日外国人旅行者受入環境整備（観光庁予算）

訪日外国人旅行者の「観光の足」確保に向け、

- ・公共/日本版ライドシェア等活用による観光地の二次交通の高度化
- ・乗場・待合環境整備等の二次交通へのアクセスの円滑化
- ・多言語対応、キャッシュレス決済の普及や、観光車両導入等の公共交通機関における受入環境整備

■交通DX・GXによる省力化・経営改善支援

配車・運行管理システムの導入・共通化、キャッシュレス決済の導入等支援

■自動運転の社会実装に向けた支援

自動運転大型バス等への支援を強化

■交通分野における人材確保支援

2種免許取得、採用活動等、人材確保を支援

■財政投融资（鉄道、バス、タクシー等のDX・GX投資に対する出融資）

（令和7年度：135億円）

■地域公共交通計画・協議会のアップデート支援

「交通空白」解消に向けた実態把握やモビリティデータの利活用等の支援

■ローカル鉄道再構築

再構築に向けた協議の場の設置、調査・実証事業を支援

■地域公共交通再構築（社会資本整備総合交付金）

地域交通ネットワーク再構築に必要なバス・鉄道施設整備支援

■EV車両・自動運転車両等の先進車両導入支援

地域公共交通の維持・確保等

○地域公共交通の維持・確保

地域公共交通計画に基づくバス路線等の運行支援、離島航路、航空路の運航支援 等

対象者

交通事業者等（地域における協議会の議論を経て計画を作成することが前提）、
地域における協議会又は地方公共団体

対象事業

- ① 地域公共交通確保維持事業
- ② 地域公共交通バリア解消促進等事業
- ③ 地域公共交通調査等事業
- ④ 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト
- ⑤ 交通DX・GXによる省力化・経営改善支援等
- ⑥ 旅客運送事業者人材確保支援
- ⑦ 自動運転社会実装推進事業

等

- ※「交通空白」解消に向け、タクシー等の導入に当たり、具体的な導入手段に関する調査から実証運行までに生じる経費を支援
- ※交通を地域のくらしと一体として捉え、地域の多様な関係者が連携して行う「共創型交通」のプロジェクトのほか、地域の公共交通のリ・デザインを加速化する「モビリティ支援人材の育成・確保」や「地域交通DXの推進」を支援。

等

支援内容（補助率等）

- 地域公共交通確保維持事業・・・1/2等
- 地域公共交通バリア解消促進等事業・・・事業費の1/3等
- 地域公共交通調査等事業・・・1/2等
- 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト・・・2/3等
- 交通DX・GXによる省力化・経営改善支援等・・・1/2等
- 旅客運送事業者人材確保支援・・・1/2等
- 自動運転社会実装推進事業・・・4/5

等

支援手続スケジュール（予定）

最寄りの地方運輸局等にお問い合わせください。（下記URL参照）

備考

参考URL：

（公共交通政策）

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000210.html

【連絡先】

国土交通省 総合政策局 地域交通課 TEL：03-5253-8396

○かわまちづくり支援制度

令和6年度補正予算額：
都市水環境整備11,661百万円の内数
社会資本整備総合交付金61,159百万円の内数

令和7年度予算額：
都市水環境整備24,874百万円の内数
社会資本整備総合交付金487,410百万円の内数

概要

- 河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれにつながるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化、観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した賑わいある良好な空間形成を目指します。
- 民間事業者の方々も、自ら発意をして「かわまちづくり計画」を策定する主体者となることが可能です。
- 民間事業者の方々にも気軽にご相談いただける「かわまちづくりよろず相談窓口」を開設しています。

事業イメージ

(水辺整備の例)

- ・河川管理者による護岸整備や管理用道路整備等と民間事業者等が連携した水辺空間を創出し、地域活性化を図る。

【実施事例】



関上地区かわまちづくり（名取川/名取市）

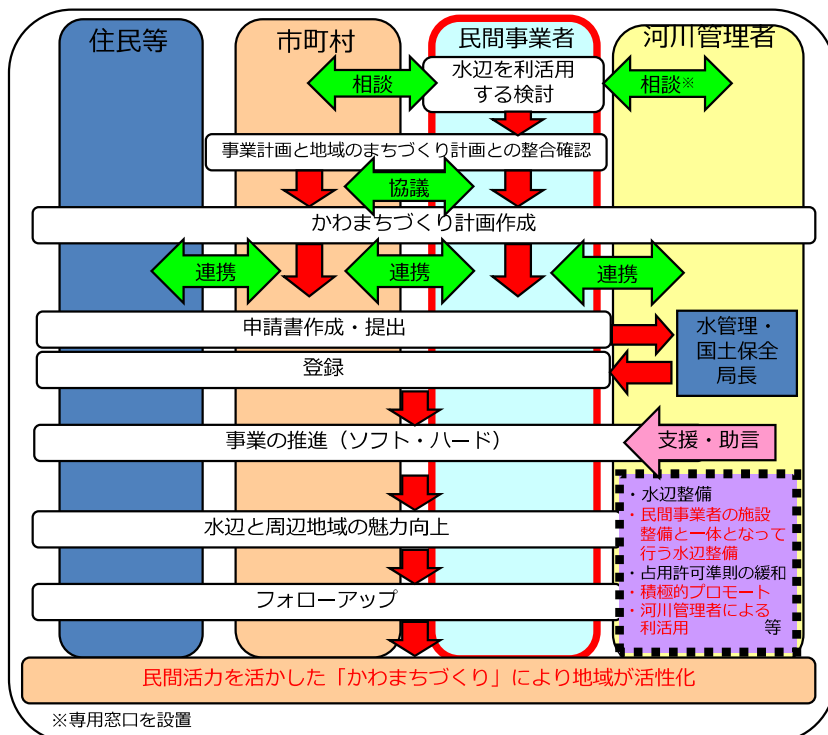


※完成イメージ

中津川市かわまちづくり（千旦林川/中津川市）

【「かわまちづくり」の流れ】

【民間事業者が入った協議会が申請する場合の例】



対象者

河川管理者と連携して「かわまちづくり」を推進する主体（推進主体）
市町村、民間事業者、市町村を構成員に含む法人格のない協議会、民間事業者

対象事業

支援制度の登録を受けることができる要件は、「かわまちづくり計画」の対象となる河川が次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画など国による認定が個別法で規定されており、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
2. 都市再生整備計画や地方再生計画など国による認定が個別法で規定されており、地域活性化や地域振興に関する計画等において、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
3. 中心市街地活性化、国家戦略特区、地方創生特区及び環境モデル都市など国として積極的に支援している地域活性化施策に関連して良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
4. 推進主体が河川空間と一体となったまちづくりを行うために自らが整備・活用を計画し、賑わいある良好な河川空間形成のための諸活動を行っている等、推進主体の熱意が特に高く、地域活性化に資する河川整備を行う必要がある河川

支援内容

ソフト施策による支援

- ・都市・地域再生等利用区域の指定等によるオープンカフェなど河川空間の多様な利活用の促進
- ・優良事例に関する情報提供や必要な調査等により、計画の実現を支援

都市・地域再生等利用区域の指定の適用事例



水面上遊歩道のイベントや舟運等での活用（道頓堀川／大阪市）



河岸緑地へのオープンカフェ
の設置（京橋川／広島市）

先進的な取組の情報提供



民間事業者のエリアマネジメントによる管理・運営（信濃川／新潟市）



河川敷広場への新たな賑わい拠点
の整備（木曽川／美濃加茂市）

ハード施策による支援

- ・治水上の安全・安心に寄与するとともに、河川空間を活用し賑わいを創出することで、地域活性化に寄与する河川管理用通路や親水護岸等の施設整備及びそれと一体となった生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出のための河道整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援。（市町村、民間事業者が河川空間の利用施設を整備）



河川管理用通路の利用
(最上川／長井市)



親水護岸の利用
(新町川／徳島市)



支援手続スケジュール（予定）

- ①推進主体が河川管理者と共同で「かわまちづくり」計画を作成し、各地方整備局等を経由して水管理・国土保全局長に支援制度への「かわまちづくり計画」の登録を申請
②水管理・国土保全局長が「かわまちづくり計画」の実現可能性等を勘案の上、登録
※登録は夏頃を予定

【連絡先】

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 TEL: 03-5253-8447

かわまちづくりよろず相談窓口（略称『かわよろず』）

hgt-kawayorozu※qxb.mlit.go.jp

セキュリティ対策のため、※は@に置き換えた上で送信願います

農山漁村振興交付金のうち

地域資源活用価値創出対策

令和6年度補正予算額：1,325百万円の内数

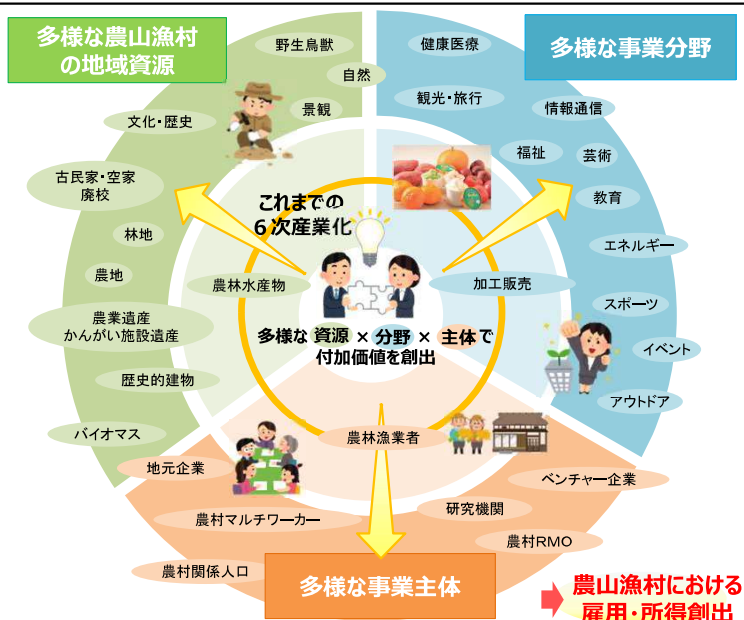
令和7年度予算額：7,389百万円の内数

概要

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る取組等を支援。

事業イメージ

- 農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した取組を支援
- 他産業起点の取組など他分野との連携を一層促進



1. 地域資源活用価値創出推進事業

①地域活性化型



地域住民による地域活性化のための活動計画づくり

②創出支援型



地域資源を多分野で活用した新商品・サービスの開発

③農泊推進型



景観等を活用した観光コンテンツの開発

④農福連携型



障害者等の農林水産業に関する技術の習得や専門人材の育成等

2. 地域資源活用価値創出整備事業

①定住促進・交流対策型産業支援型



農林水産物直売所の整備



農林水産物処理加工施設の整備

②農泊推進型



古民家等を活用した滞在型施設の整備

③農福連携型



障害者等が作業に携わる生産施設の整備

対象者

【ソフト支援】

1. 地域資源活用価値創出推進事業

- ①地域活性化型：地域協議会、民間団体等
- ②創出支援型：都道府県、市町村、農林漁業者、民間事業者等
- ③農泊推進型：地域協議会等
- ④農福連携型：都道府県、農業法人、社会福祉法人、民間事業者等

【ハード支援】

2. 地域資源活用価値創出整備事業

- ①定住促進・交流対策型及び産業支援型：市町村、民間事業者、組合（農業、林業、漁業）等
- ②農泊推進型：市町村、地域協議会の中核法人等
- ③農福連携型：農業法人、社会福祉法人、民間事業者等

対象事業

1. 地域資源活用価値創出推進事業

①地域活性化型

地域活性化に向けた**活動計画策定**、**関係人口創出**、**地域づくり人材育成**、**情報発信**等を支援。

②創出支援型

地域資源を活用した**新商品開発**、**課題解決に取り組む事業者に対する専門家派遣**等を支援。

③農泊推進型

農泊の実施体制の整備、**観光コンテンツの磨き上げ**等の取組を支援。

④農福連携型

障害者等の**農林水産業に関する技術の習得**等を支援。

2. 地域資源活用価値創出整備事業

①定住促進・交流対策型及び産業支援型

農林水産物加工・販売施設、**地域間交流拠点**等の整備を支援。

②農泊推進型

農泊の推進に必要となる**古民家を活用した滞在施設**等の整備を支援。

③農福連携型

農福連携の推進に必要となる**障害者等が作業に携わる生産施設**等の整備を支援。

支援内容

上記事業に対する取組に対し、以下の交付率にて支援を行う



昨年度からの変更のポイント

- ・対策名称を「農山漁村発イノベーション対策」から「地域資源活用価値創出対策」に変更。
- ・創出支援型では官民共創の仕組みを活用した地域課題の解決に向けた取組の強化に向け、地域と民間企業をつなぐ機動的なプラットフォーム設置等の取組を拡充。
- ・農福連携型では農福連携を地域で広げるための取組、ひきこもりの状態にある者や犯罪をした者の農業での雇用・就労に向けた取組等を拡充。

支援手続スケジュール（予定）

以下のリンクをご確認ください。

(地域活性化型) <https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/index.html>

(創出支援型、産業支援型) <https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/attach/pdf/shien-28.pdf>

(定住促進・交流対策型) https://www.maff.go.jp/j/kasseika/k_seibi/attach/pdf/seibi-44.pdf

(農泊推進型) https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakuishin/pdf/nouhaku_jigyo_gaiyo.pdf

(農福連携型) https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/attach/pdf/sien_seido-25.pdf

(公募情報等) https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html#osirase

【連絡先】

農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 TEL : 03-3502-5946

農山漁村振興交付金のうち

令和6年度補正予算額：1,325百万円の内数

地域資源活用価値創出対策（農泊推進型）

令和7年度予算額：7,389百万円の内数

概要

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援。また、農泊施設の避難所等としての活用を推進。

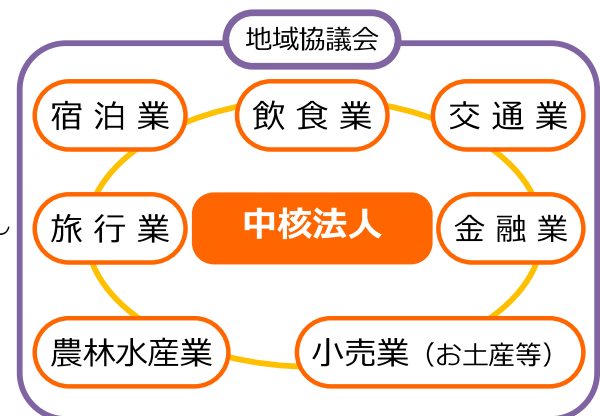
事業イメージ

<農泊（農山漁村滞在型旅行）>



<農泊推進体制>

法人化された**中核法人**※を中心として、多様な関係者がプレイヤーとして**地域協議会**に参画し、**地域が一丸となって取り組む**。
（構成員に農林水産業のいずれかに関わる者を含むこと）



※中核法人は、地域における宿泊、食事、体験等の中核を担うとともに、地域全体のマーケティングやマネジメント等の協議会構成員間の調整を行う。

【ソフト対策】地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）

【ハード対策】地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）

対象者

- ソフト対策：地域協議会等
- ハード対策：
 - 市町村・中核法人実施型：市町村、地域協議会の中核法人等
 - 農家民泊経営者等実施型：地域協議会と地域内の農家民泊経営者等との連携体

対象事業

1. ソフト対策

農泊の推進体制整備や地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保等を支援

- (1) 農泊地域創出タイプ：農泊に新たに取組む地域を支援
- (2) 農泊地域経営強化タイプ：過去に農泊推進事業を実施した地域において、単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援
- (3) 人材活用事業（研修生タイプor専門家タイプ）



地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツの開発

2. ハード対策

(1) 市町村・中核法人実施型

農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援。

(2) 農家民泊経営者等実施型

農家民泊等における小規模な改修を支援（農家民宿へ転換する場合、加算措置あり）。



古民家を活用した滞在施設

支援内容

1. ソフト対策

- (1) 事業期間：上限2年間、交付率：定額（上限500万円/年）
- (2) 事業期間：上限2年間、交付率：定額（上限（250万円（年基準額）×事業期間））
- (3) 事業期間：上限2年間、交付率：定額（研修生タイプは250万円/年、専門家タイプは650万円/年 等）

2. ハード対策※1

(1) 市町村・中核法人実施型

事業期間：上限2年間

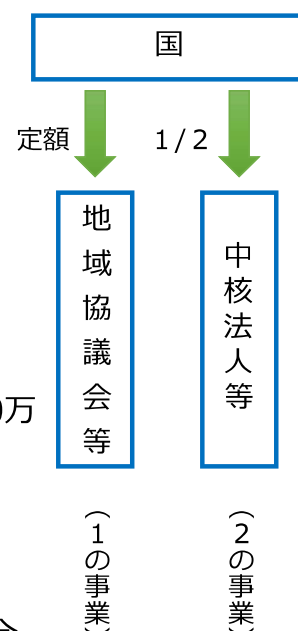
交付率：1/2（上限2,500万円※2）（※2 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）

(2) 農家民泊経営者等実施型

事業期間：1年間

交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域）

※1 地域の防災計画等と連携した避難所等として農泊施設を活用する場合、
（1）に関し上限200万円を、（2）に関し上限200万円/経営者かつ1,000万円/地域を加算



支援手続きスケジュール（予定）

公募時期：例年2月頃（令和7年度公募は受付終了。）

詳細はwebサイトに情報を掲載。

（公募情報等） https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html

【連絡先】

農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 TEL：03-3502-5946

○ ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化

令和7年度予算額：1,866百万円

概要

インバウンドの更なる増加に伴い、消費額の拡大や地方誘客の促進を図りながら、高い経済効果を全国に波及させるため、全国の観光地における個々の観光スポットや広域的な周遊に係る一体的な環境整備の取組等を支援する。

事業イメージ

① インバウンド受入環境整備高度化事業

インバウンドの周遊促進・消費拡大に向けて、観光地等の面的な受入環境整備の高度化を支援



【補助メニュー例】（全20項目）

- ・多言語化、公衆無線Wi-Fi、キャッシュレス、トイレ洋式化等の基礎的な受入環境整備
- ・ワーケーション環境の整備、ICTごみ箱の設置、多様な移動手段の導入等
- ・ナイトタイムエコノミー、廃屋撤去等の賑わい環境の創出
- ・段差の解消、子連れ環境の整備等のユニバーサル対応支援
- ・観光案内所の整備等の観光拠点の整備・改良に係る支援

② 観光二次交通高度化事業

地方部におけるインバウンドの「観光の足」を確保するため、日本版/公共ライドシェアの導入等、観光地における二次交通の高度化を支援

- 1)日本版/公共ライドシェア導入
- 2)レンタカー貸渡の省人化や複数施設による共同送迎輸送等、地域の輸送資源の活用促進
- 3)モード間連携による円滑な乗継・周遊（観光MaaS）



観光客向け
公共ライドシェア



旅館送迎車両の活用



列車降車時にタクシーを
手配する仕組み

③ 地方誘客促進に向けた
インバウンド安全・安心対策推進事業

観光危機管理計画策定、観光施設等の避難所機能・多言語対応機能の強化、医療機関の訪日外国人患者受入機能の強化を支援



観光危機管理計画の
策定支援



多言語対応AED等



非常用電源装置
の整備



キャッシュレス
決済環境の整備

④観光地域振興無電柱化推進事業

観光における地域振興に向けた無電柱化の推進を図るための取り組み等を支援



⑤先進的なサイクリング環境整備事業

サイクルツーリズムを推進するため、訪日外国人に対応した走行環境整備、受入環境整備、情報発信を支援



サイクルラックの設置



多言語案内看板

⑥歴史的観光資源高質化支援事業

観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的まちなみ全体の質を向上させる取組みを支援

建築物・空地等の美装化・緑化、除却等



歴史的な町並みの景観に配慮した建造物

⑦外国人旅行者向け免税店支援事業

制度改正に伴う、輸出物品販売場におけるシステム改修費用を支援



対象者

地方公共団体、DMO、民間事業者等

対象事業

①インバウンド受入環境整備高度化事業

観光地における多言語対応、無料Wi-Fiの整備等の基本的な受入環境整備に加え、滞在時間の延長・消費の拡大を図るために、賑わい拠点となる屋外広場の整備、近距離移動支援モビリティの整備、点在する観光スポットへの周遊を促すための電動キックボード等の多様な移動手段の整備等を支援する。

②観光二次交通高度化事業

地方部におけるインバウンドの「観光の足」を確保するため、日本版／公共ライドシェアの導入等、観光地における二次交通の高度化を支援する。

③地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業

- ・地域における訪日外国人旅行者を含めた観光客に対する災害時の対応方針等の計画策定を支援する。
- ・観光施設等における危機管理対応能力強化のため、避難所機能強化・災害時の多言語対応機能の強化の取組を支援する。
- ・医療機関の訪日外国人患者受入機能強化のため、キャッシュレス決済環境の整備、多言語化等の環境整備等を支援する。

④観光地域振興無電柱化推進事業

電線管理者が実施する無電柱化を支援する。

⑤先進的なサイクリング環境整備事業

訪日外国人旅行者に対応した質の高いサイクリング環境の創出を図るため、官民が連携して実施する走行環境整備、受入環境整備、情報発信を支援する。

⑥歴史的観光資源高質化支援事業

歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却及び伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景を支援する。

⑦外国人旅行者向け免税店支援事業

外国人旅行者向け免税制度の「リファンド方式」移行に伴い、必要となるシステム改修費用を支援する。

支援内容（補助率等）

- ① 1/2等
- ② 2/3
- ③ 1/2
- ④ 1/2
- ⑤ 1/2
- ⑥ 1/3
- ⑦ 定額（上限15万円）

昨年度からの変更のポイント

- ②⑦ 事業新設

支援手続スケジュール（予定）

①下記【連絡先】にお問い合わせください。公募の際は、[インバウンド受入環境整備高度化事業](#) に公募情報のページへのリンクを掲載する予定です。

②最寄りの地方運輸局等にお問い合わせください。

③最寄りの地方運輸局等にお問い合わせください。

④最寄りの地方整備局等にお問い合わせください。（下記相談窓口参照）

⑤最寄りの地方整備局等にお問い合わせください。（下記相談窓口参照）

⑥最寄りの各地方整備局等にお問い合わせください。

⑦令和7年7月頃 公募開始

令和7年8月下旬 公募締切

令和7年9月頃 交付決定（事業着手）

※新規事業であり、スケジュールは変更となる可能性あり。

④各地方整備局等の相談窓口：

(観光地域振興無電柱化推進事業)

<https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/soudan.html>

⑤各地方整備局等の相談窓口

(先進的なサイクリング環境整備事業)

北海道開発局	建設部地方整備課	TEL : 011-709-2311 (代表)
東北地方整備局	道路部交通対策課	TEL : 022-225-2171 (代表)
関東地方整備局	道路部地域道路課	TEL : 048-601-3151 (代表)
北陸地方整備局	道路部地域道路課	TEL : 025-370-6742 (直通)
中部地方整備局	道路部交通対策課	TEL : 052-953-8178 (直通)
近畿地方整備局	道路部交通対策課	TEL : 06-6945-9107 (直通)
中国地方整備局	道路部地域道路課	TEL : 082-221-9231 (代表)
四国地方整備局	道路部地域道路課	TEL : 087-811-8323 (直通)
九州地方整備局	道路部交通対策課	TEL : 092-476-3534 (直通)
沖縄総合事務局	開発建設部道路建設課	TEL : 098-866-1914 (直通)

【連絡先】①③国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室

TEL : 03-5253-8972

② 国土交通省 総合政策局 地域交通課

TEL : 03-5253-8396

④ 国土交通省 道路局 環境安全・防災課

TEL : 03-5253-8495

⑤ 国土交通省 道路局 参事官 (自転車活用推進)

TEL : 03-5253-8497

⑥ 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室

TEL : 03-5253-8954

⑦ 国土交通省 観光庁 観光戦略課

TEL : 03-5253-8322

○オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業

令和6年度補正予算額:158億円の内数

概要

国内外の観光需要が堅調に回復する中で、一部の地域や時間帯等によっては、観光客の過度な混雑やマナー違反による地域住民の生活への影響や、旅行者の満足度の低下への懸念も生じている状況であり、適切な対応が必要。

観光客の受け入れと住民の生活の質の確保を両立しつつ、持続可能な観光地域づくりを実現するには、地域自身があるべき姿を描き、実情に応じた具体策を講じることが有効であり、こうした取組を総合的に支援する。

事業イメージ



対象者

地方公共団体、DMO、民間事業者等

対象事業

各地域が現在抱えている／今後抱えうるオーバーツーリズムに関する課題について、その未然防止・抑制に向けた様々な取組※を総合的に支援する。

<類型>

- ①地域一体型：地方公共団体／DMOが中心となり、地域の観光関係者や住民の参画を得つつ実施する取組を支援。
- ②実証・個別型：地方公共団体／DMO／民間事業者等が主体となった取組を支援。（民間事業者等が主体となる場合、地方公共団体との連携が必須）

※(a) 地域における受入環境の整備・増強、(b) 需要の適切な管理、(c) 需要の分散・平準化、(d) マナー違反行為の防止・抑制、(e) 地域住民と協働した観光振興に係る取組（いずれも調査・実証事業を含む。）を対象とする。

支援内容

- 事業形態：①、②ともに間接補助事業
- 補助対象：国→民間事業者（事務局）
- ①地方公共団体、DMO
補助率等：1地域あたり400万円まで定額、補助率2／3(※)、1／2、
上限額：8,000万円
※申請主体が持続可能な観光に取り組む地域である場合（日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）ロゴマークを取得済又は取得予定）
- ②地方公共団体、DMO、民間事業者等
補助率等：1／2、上限額：5,000万円

支援手続スケジュール（予定）

令和7年4月中旬：一次公募・採択
※2次公募は実施可否含め未定

【連絡先】 国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室
TEL：03-5253-8972

新しい地方経済・生活環境創生交付金

令和7年度予算額：
200,000百万円

概要

地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押し。

事業イメージ

新しい地方経済・生活環境創生交付金について



対象事業・支援内容

第2世代交付金の概要

第2世代交付金の概要

➢ 地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押しする。

◆制度概要

- ① 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づいた、地方創生に資する地域の独自の取組を支援
 - ※地方版総合戦略に基づき、目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、地域の多様な主体の参画等の要素を有する事業を支援。
- ② ソフト+ハードや分野間連携の事業を一体的に支援するとともに、国による伴走支援を強化
 - ・申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で受付。
- ③ 事業の検討・実施・検証の各段階において、地域の多様な主体が参画する仕組みの構築
 - ・産官学金労官の参画による事業の進捗状況・効果測定を実施し、効果検証及び評価結果・改善方策の公表を義務化する。

◆評価基準

目指す将来像及び課題の設定	KPI設定の適切性
自立性	地域の多様な主体の参画

	事業計画期間	交付上限額・補助率
ソフト事業	原則3か年度以内 (最長5か年度)	1 自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中核中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
拠点整備事業	原則3か年度以内 (最長5か年度)	1 自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中核中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
インフラ整備事業	原則5か年度以内 (最長7か年度)	1 自治体当たり事業計画期間中の総国費 都道府県：50億円 (単年度目安10億円) 中核中核：20億円 (単年度目安4億円) 市区町村：10億円 (単年度目安2億円) 補助率：1/2等 (各省市の交付要綱に従う)

(注1) 拠点整備事業及びインフラ整備事業における単年度の交付上限額は目安とする。

(注2) 拠点整備事業の1事業当たりの事業計画期間における交付上限額(国費)について、都道府県・中核中核都市は15億円、市区町村は10億円を目安とする。

(注3) 新規事業の通常の申請上限件数は、自治体の規模を問わず、10件とする。一定の条件を満たす事業については、通常の申請上限件数の枠外として、2件の申請を可能とする。

(注4) インフラ整備事業は、ソフト事業又は拠点整備事業との組み合わせを要件とする。

デジタル実装型の概要

デジタル実装型の概要

目的	デジタルを活用した意欲ある地域による自主的な取組を応援するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組を交付金により支援
概要	デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、以下の事業の立ち上げに必要な経費を単年度に限り支援 【TYPE1】他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービスを活用して迅速に模倣する取組 【TYPEV】ブロックチェーンやAIなど新たなデジタル技術(※)を共同利用し、社会課題の解決に積極的に活用する自治体の取組を高補助率で支援 ※例：NFT、DAO等システム、AIツール、マイナカード、データ連携基盤など 【TYPEV】「デジタル行財政改革」が示す規制改革・制度改革の方向性合致した取組であって、それに必要となる新たなデジタル公共財を開発し、地域の暮らしや行政を優先的に改革する取組
共通要件	① デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組む ② コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制を確立
詳細	<TYPE別の内容> デジタル行財政改革特化型【TYPE S】 「デジタル行財政改革」が示す規制改革・制度改革の方向性合致した取組であって、それに必要となる新たなデジタル公共財を開発し、地域の暮らしや行政を優先的に改革する取組 事業費：3億円 補助率：3/4 + 伴走型支援 先進的デジタル公共財活用型【TYPE V】 ブロックチェーンやAIなど新たなデジタル技術やデジタル公共財を複数の地方公共団体で共同利用し、社会課題の解決に積極的に活用する取組を高補助率で支援 国費：4億円 補助率：2/3 優良モデル導入支援型【TYPE 1】 優良モデル・サービスを活用した実装の取組 国費：1億円 補助率：1/2 <対象事業(一例)> 【TYPE V】 生活者参加型のマイナンバーカード活用～LoCoPv.3/カレン～(岡山県瀬戸市) 【TYPE1】 書かない窓口 地域アプリ オンライン診療

(注) 上記のほか、デジタル実装伴走支援事業において、デジタル実装に取り組もうとする地域の計画づくりを支援。

支援手続スケジュール(予定)

<第2世代交付金>

2025年4月下旬～5月中旬 第2回募集の開始
夏頃 第2回募集の交付決定

【連絡先】

- 第2世代交付金
内閣府地方創生推進室/地方創生推進事務局 TEL: 03-6257-1416
- デジタル実装型
内閣府 地方創生推進室 TEL: 03-6257-3889

海業振興支援事業

令和7年度予算額：
275百万円

概 要

海業の全国展開による、地域の所得向上と雇用機会の確保にむけて、漁港施設等活用事業の活用を促進するため、モデル地区における実証や、民間事業者と地方公共団体等のマッチングシステムなどの連携の仕組みや体制づくり、漁業者等が海業に一步を踏み出すための調査、効果分析、取組の実証実施等を支援。

事業イメージ



対象者

- 海業立ち上げ推進事業
 - 海業立ち上げ支援事業：民間団体
 - 海業立ち上げ体制構築事業：民間団体（委託）
- 海業取組促進事業：都道府県、市町村、漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は漁業協同組合等が組織する団体

対象事業

1. 海業立ち上げ推進事業

①海業立ち上げ支援事業

海業の全国展開にあたり、活用推進計画策定を目指すモデル地区において、国の施策として率先して取り組むべきテーマに対して、活用推進計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等の民間事業者が行うモデルづくりを支援。

②海業立ち上げ体制構築事業（委託）

海業関係者の連携強化を図り、活用推進計画や実施計画の策定を推進するため、漁港管理者、漁業協同組合、民間事業者等を結びつけるためのマッチングシステムなどの仕組みや体制づくり等を実施。

2. 海業取組促進事業

地域において海業への一歩を踏み出し、実施計画策定を目指すため、漁業協同組合等の海業の取組に係る実施計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証実施等を支援。

支援内容

上記事業に対する取組に対し、以下の交付率にて支援を行う。



支援手続スケジュール（予定）

1. 海業立ち上げ推進事業

①海業立ち上げ支援事業

令和7年2月 公募開始（令和7年度公募は終了）

令和7年4月 交付決定

②海業立ち上げ体制構築事業（委託事業）：採択済

2. 海業取組促進事業

令和7年3月 計画書提出

令和7年4月 交付決定

【連絡先】

水産庁 漁港漁場整備部 計画・海業政策課 海業振興室

「1①、2の事業」TEL：03-6744-2407

「1②の事業」 TEL：03-3506-7897

新規

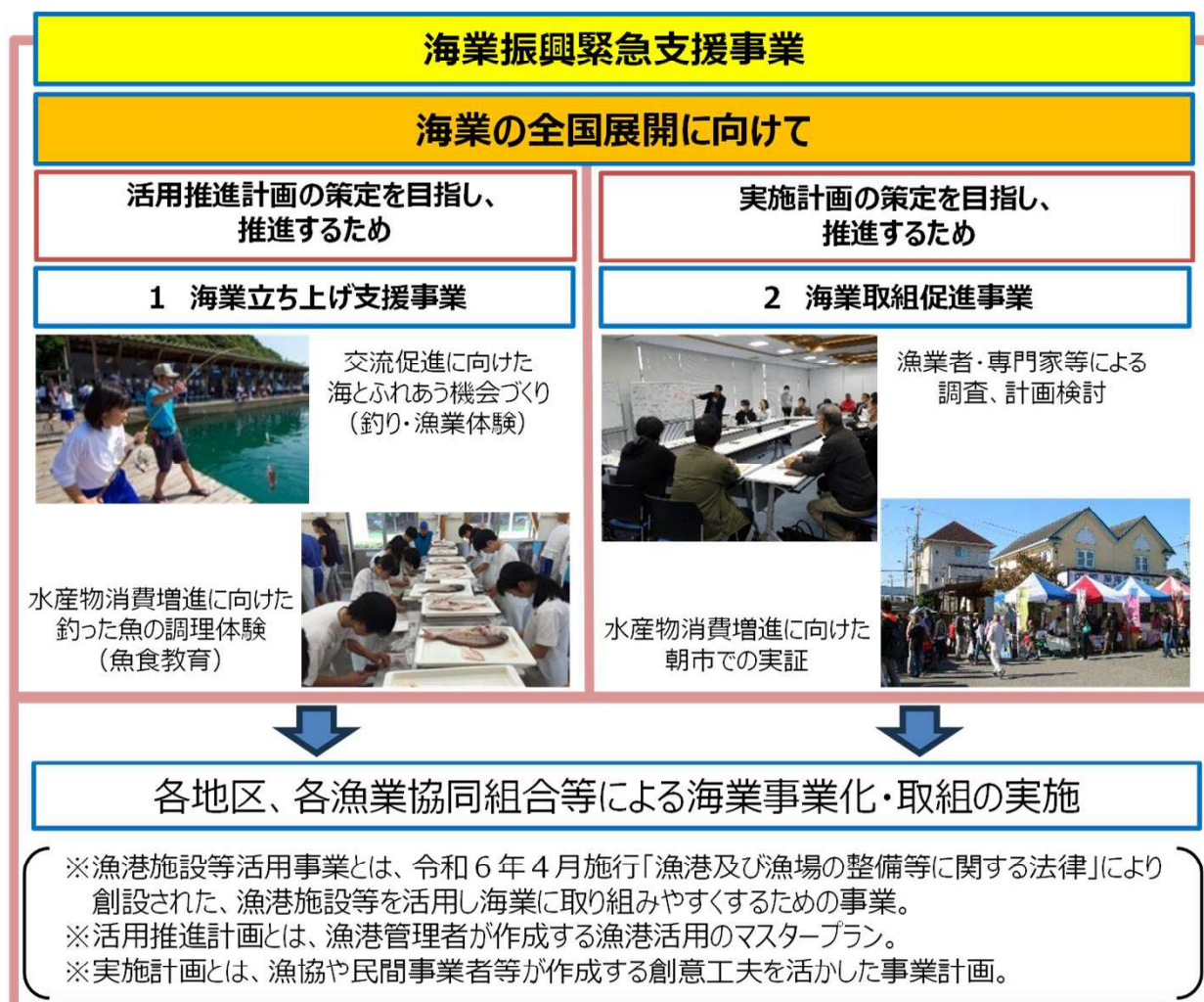
海業振興緊急支援事業

令和6年度補正予算額：
200百万円

概要

海業の全国展開による、地域の所得向上と雇用機会の確保に向けて、漁港施設等活用事業の活用等を緊急に促進するため、モデル地区における実証や、漁業者等が海業に一步を踏み出すための調査、効果分析、取組の実証実施等を支援。

事業イメージ



対象者

1. 海業立ち上げ支援事業：民間団体
2. 海業取組促進事業：都道府県、市町村、漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は漁業協同組合等が組織する団体

対象事業

1. 海業立ち上げ支援事業

海業の全国展開にあたり、活用推進計画策定を目指すモデル地区において、活用推進計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等の民間事業者が行うモデルづくりを支援。

2. 海業取組促進事業

地域において海業への一歩を踏み出し、実施計画策定を目指すため、漁業協同組合等の海業の取組に係る実施計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証実施等を支援。

支援内容

上記事業に対する取組に対し、以下の交付率にて支援を行う。



支援手続スケジュール（予定）

1. 海業立ち上げ支援事業

令和6年12月 公募開始（令和6年度公募は終了）

令和7年2月 交付決定

2. 海業取組促進事業

令和7年1月 計画書提出

令和7年2月 交付決定

【連絡先】

水産庁 漁港漁場整備部 計画・海業政策課 海業振興室

TEL：03-6744-2407

国立公園滞在環境等上質化事業

令和7年度予算額：
5,860百万円の内数

概要

国立公園内の利用拠点における滞在環境の上質化に係る計画策定及び当該計画に基づく利用拠点上質化整備等を行うことにより、外国人訪問者の国立公園での体験滞在の満足度を向上させる事業に対する補助。

事業イメージ

【事業内容】

- 国立公園利用拠点の上質化のため、地域関係者が策定する利用拠点計画に基づき、新たな民間投資を呼び込み、地域が一体となって面的な整備改善を図る取組を推進する。
- 具体的な調査内容・補助対象事業は以下のとおり。
 - 1 利用拠点計画策定支援
 - 2 利用拠点計画に基づく整備事業
 - ①廃屋の撤去 ②インバウンド機能向上
 - ③まちなみの改善 ④既存施設の観光資源化
 - ⑤引き算の景観改善
 - ⑥利用拠点滞在環境改善事業【新設】
 - 3 自然景観地の核心地の上質化事業

建物の外装、内装、設備の改修 等

【事業イメージ】



廃屋を撤去し、跡地に民間事業者が新たな施設（カフェ、休憩テラス等）を整備



利用が低下していた施設をリニューアルし、観光拠点として滞在環境を上質化

対象者

- ・地方公共団体（都道府県、市町村）等
（※対象事業のうちのⅠ、Ⅱ、Ⅲ）
- ・民間企業
- ・社団法人、財団法人、特定非営利活動法人
- ・観光協会・広域観光推進機構、その他協議会等
（※対象事業のうちのⅡ、Ⅲに限る）

対象事業

Ⅰ 国立公園利用拠点計画策定支援

地元自治体（都道府県、市町村）が主体となり、環境省や既存民間事業者等と協議して策定する利用拠点計画又は利用拠点整備改善計画の策定支援

Ⅱ 国立公園利用拠点上質化整備

1. 廃屋撤去事業

撤去後の跡地が地域活性化のための利用に供される廃屋の撤去

2. インバウンド対応機能強化

多言語サイン・標識の整備、公衆無線LAN環境整備、トイレ洋式化

3. 文化的まちなみ改善

利用拠点における文化的資産への国立公園利用者の誘導、文化的資産との連携の効果を発揮する外構修景、建築外観修景、建築設備等修景等を行うもの

4. 既存施設観光資源化促進

既存の国立公園利用サービス施設に対し、インバウンド受け入れを前提とした施設の機能転換または機能強化のための内装整備及び設備整備を行う事業

5. 無電柱化など引き算の景観改善

無電柱化や通景伐採、景観を阻害する工作物の撤去・移設、駐車場アスファルト舗装面の緑地化による「引き算」の取組により、国立公園利用拠点の景観を良好なものに改善する事業

6. 利用拠点滞在環境改善事業

滞在体験魅力向上に重点的に取り組む利用拠点において、建築物等の撤去、滞在時の魅力向上に資する賑わいや憩いの場の形成を行う事業

Ⅲ 自然景観地の核心地の上質化事業

国立公園核心地の満喫に寄与する利用施設（山小屋等）において、インバウンド受入れ環境整備など施設利用者の増加に資するため、施設の外装、内装、設備等の改修を行う事業

支援内容

事業費の1/2を上限に助成（対象事業Ⅰのうち利用拠点整備改善計画策定支援については2/3）
対象エリアは以下のとおり

・対象事業Ⅰ、Ⅱ

自然公園法第36条に基づき指定された集団施設地区内、又は自然公園法第20条に基づき指定された特別地域内において国立公園利用者サービスを提供する施設が集積している地域

・対象事業Ⅲ

国立公園の優れた自然景観（特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区）の満喫に寄与する、自然公園法第20条に基づき指定された特別地域内

昨年度からの変更のポイント

- ・滞在体験魅力向上に重点的に取り組む利用拠点において、景観阻害施設の撤去など面的な滞在環境改善への支援拡充（利用拠点滞在環境改善事業の新設）
- ・社会的課題、ニーズの変化を踏まえた補助内容の見直し（引き算の景観改善の拡充）

支援手続スケジュール（予定）

令和7年4月頃以降に補助対象案件の公募を開始予定

備考

【連絡先】 環境省自然環境局国立公園課
TEL：03-5521-8278

○自然を活かす上質なツーリズム 人材育成・地域づくり支援事業

令和7年度予算額：
328百万円の内数

概要

「国立公園満喫プロジェクト」の推進には、国立公園をはじめとした自然を有する地域社会の持続的発展が必要との認識のもと、自然を活かし、社会や経済の課題も同時に解決する「上質なツーリズム」の実現を目指す人材の育成と地域作りを支援する。

事業イメージ



対象者

- （個人レベル）ガイド、インタープリター
 - （組織レベル）ガイド事業経営者、施設管理者
 - （地域レベル）地域コーディネーター、プロデューサー
- 「チーム」

支援内容

- ・動画による事前・事後講習
- ・集合研修の実施（日光国立公園那須地域）
- ・上記研修後の講師派遣
- ・過年度参加地域向けフォローアップ



※記載内容は令和6年度の実績です。令和7年度の事業名称及びカリキュラム構成は変更される可能性があります。

【連絡先】

環境省 自然環境局国立公園課国立公園利用推進室
TEL：03-5521-8271

○クルーズ等訪日旅客の受入促進事業

令和7年度予算額：
新たなインバウンド層の
誘致のためのコンテンツ
強化等2520百万円の内数

概要

- 我が国のクルーズ再興に向け、クルーズ等訪日旅客の需要を確実に取り込み、地域経済の活性化に繋げることが重要である。
- 今後もクルーズ船の寄港回数は増加傾向にあり、港湾周辺地域における観光は地方誘客・消費拡大という面で大きなポテンシャルを有していることから、これらの観光資源を活用し、新たな消費の開拓や魅力向上を図ることが求められる。
- そのため、クルーズ船の受入体制の強化、クルーズ旅客等の満足度向上と地域経済効果の創出、クルーズ船寄港プロモーションの取り組みに対して支援を行う。

事業イメージ

- クルーズ船の受入体制強化
 - ①クルーズ船受入に向けた安全対策
 - ②寄港地におけるクルーズ船受入体制の構築
 - ③二次交通の負荷軽減に繋がる港の魅力向上に資する取組
- クルーズ旅客等の満足度向上と地域経済効果の創出
 - ④地場産品等の消費喚起
 - ⑤訪日外国人が楽しめる船内コンテンツのスキーム構築
 - ⑥上質な寄港地観光及び海上観光の造成
- クルーズ船寄港プロモーション
 - ⑦新たなクルーズ船の誘致に向けた訪日クルーズプロモーション



対象者

- ・港湾管理者
- ・地方公共団体
- ・民間事業者（登録DMO 及び候補DMO を含む）
- ・クルーズ振興のための地域の協議会等

※「クルーズ振興のための地域の協議会等」とは、次の各号に掲げる者によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認めた団体をいう。

- 一 関係する地方公共団体（港務局含む）
- 二 地方整備局及び/または地方運輸局（北海道開発局、神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局含む）
- 三 その他クルーズ振興を通じた地域活性化の取り組みに精通する者（観光地域づくり法人（DMO）含む）

対象事業

- ①クルーズ船の受入体制強化
- ②クルーズ旅客等の満足度向上と地域経済効果の創出
- ③クルーズ船寄港プロモーション

支援内容

予算の範囲内で各事業の1/2以内

昨年度からの変更のポイント

- クルーズ船受入体制の強化につながる以下の取組に対して支援
 - ・ 寄港地におけるクルーズ船受入体制の構築
 - ・ 二次交通の負荷軽減に繋がる港の魅力向上に資する取組

支援手続スケジュール（予定）

第1回公募

公募：令和7年2月12日～3月5日

審査：令和7年3月19日

通知：令和7年4月2日

第2回公募（予定）

公募：令和7年7月頃

審査：令和7年8月頃

通知：令和7年9月頃

【連絡先】

国土交通省 港湾局産業港湾課クルーズ振興室 TEL：03-5253-8672

海事局外航課 TEL:03-5253-8620

海事局内航課 TEL:03-5253-8625

○「第2のふるさとづくりプロジェクト」先駆的事例創出モデル

令和7年度予算額：376百万円の内数

概要

- 過去3年間、地域との関係性の構築、滞在や移動環境の整備などにより、継続的かつ多頻度の来訪を促すプログラムを造成し、**来訪者を関係人口化する取組**を推進。
- これまでの3ヶ年の取組を通して継続的な来訪を促すプログラムモデルは構築できたものの、今後においては**地域への経済効果の拡大**や、事業の**持続可能性の向上**を目的とする。

事業イメージ

継続的かつ多頻度での来訪の仕掛けづくりや来訪の創出

- 過去の取組や来訪情報等をもとにターゲットとなりうる層に対してのニーズ分析を事前に行い、ターゲットを定める。
- 令和7年度は、継続的かつ多頻度での来訪を促すことによる地域への愛着の深化や自発的な来訪意欲の向上に取り組む。



来訪者のニーズに沿った体験プログラムの提供

対象者

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、民間事業者等

対象事業

有識者による選定委員会にて選定されたモデル実証事業を対象とする。

支援内容

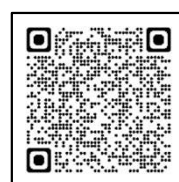
モデル実証事業（上限1,100万円、8件程度）

支援手続スケジュール（予定）

令和7年3月3日～4月11日：公募
令和7年5月中下旬：採択決定
令和7年6月上旬以降：事業開始

備考

- 第2のふるさと概要ホームページ
https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kihonkeikaku/koku-naikoryu/kaitaku/dai2furusato/furusato.html



【連絡先】

国土交通省 観光庁 観光資源課 TEL：03-5253-8924

○「第2のふるさとづくりプロジェクト」企業版第2のふるさとづくりモデル

令和7年度予算額：376百万円の内数

概要

- 過年度取り組んできた業務型ワーケーションからより地域と企業の強い結びつきを構築する**プログラム造成**に取り組み、地域への**反復継続的な来訪に繋げる**。
- 地域課題やSDGs・ESG、イノベーション創出など、地域が提供する**企業の関心度が高い体験型プログラム**を通じて、**学びから得た知見を企業が地域に還元していく「企業との関係人口化」に向けたモデル事例の創出を支援する**。

事業イメージ

企業からのニーズの高いワーケーションモデルの構築

- 送り手となる企業からは、福利厚生型よりも、地域課題解決型や合宿型へのニーズが高い。観光庁でも令和5年度事業において企業からニーズが高いモデルの構築を実施。
- 地域資源を活用し、企業のニーズに対応した体験プログラムを造成し、企業の反復継続的な地域への来訪を創出。
- 企業と地域がより深く結びつき、関係人口を新たに創出するほか、雇用の創出等人口減少に付随する産業振興の課題の解決やイノベーションの創出等に繋げる。



地域の生の課題に触れ、
地域と企業の強い結びつきを
構築するプログラムを造成

対象者

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、民間事業者等

対象事業

有識者による選定委員会にて選定されたモデル実証事業を対象とする。

支援内容

モデル実証事業（上限1,100万円、8件程度）

支援手続きスケジュール

令和7年3月3日～4月11日：公募

令和7年5月中下旬：採択決定

令和7年6月上旬以降：事業開始

【連絡先】

国土交通省 観光庁 観光資源課 TEL：03-5253-8924

継続

○スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業

令和7年度予算額：137百万円

概要

スポーツ大会や合宿の誘致・開催等のスポーツによる「まちづくり」を推進していくため、その担い手となる地域スポーツコミッション（地域SC）の質的な向上（経営の安定や運営を担う人材の育成・確保等）に向け、①新たな事業展開へのチャレンジ等をモデル的に支援するとともに、②研修講座の実施等の人材育成サポートや人材確保に向けたマッチングの実証を行い、自立・自走化した地域SCの増加を目指す。

※地域スポーツコミッション（地域SC）とは、地域の自治体、スポーツ団体、民間企業・団体等が一体となりスポーツによる地域振興に取り組む組織。

事業イメージ

地域SC経営多角化支援事業 0.7億円

・地域SCの多角的な事業展開へのチャレンジを支援する。

① 交流人口拡大に資する事業（アウター事業）

例）スポーツツーリズム、プロスポーツチームとの連携 等

② 地域住民向けの事業（インナー事業）

例）地域住民の健康づくり、競技者の育成 等

※地域SCのさらなる自立・自走化を実現するべく、
過年度採択実績のない自治体を優先的に支援する。

地域SC担い手育成等サポート事業 0.6億円

・研修講座等の人材育成サポートの対象者を拡大

① 地域SC初任者や設立検討団体担当者

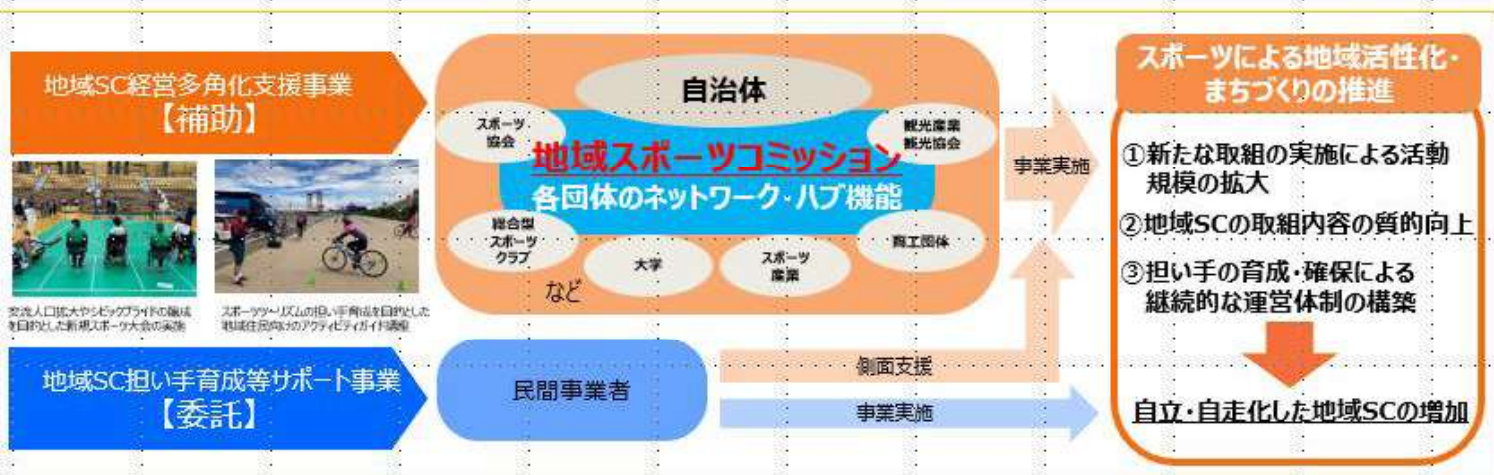
② 地域SC運営に係るノウハウの取得に向けた支援

・地域SCの実状に合わせて、人材確保に向けたマッチングをモデル的に実証する。

例）○地域おこし協力隊マッチング支援

○副業・兼業人材マッチング支援

○大学生インターシッププログラム



対象者

対象事業①：地方公共団体

対象事業②：民間団体

対象事業

- ①地域SC経営多角化支援事業（補助）
- ②地域SC担い手育成等サポート事業（委託）

支援内容

①地域SC経営多角化支援事業

●経営の多角化支援（既存の地域SCの発展）

地域SCの多角的な事業展開に向け、事業の成功を図るための事業計画の策定や、スポーツ大会・合宿の招致に関するPR活動など交流人口拡大に資する持続性のある事業（アウター事業）や住民の外出や地元での交流を促す地域住民向けの事業（インナー事業）などの実施に必要な費用支援を行う。

アウター事業：地域外からの通年型の誘客拡大を図るスポーツ合宿・キャンプの誘致、アクティビティコンテンツの創出等

インナー事業：住民向けの継続的なスポーツ教室・交流イベントの開催、地元のプロスポーツチームとの連携等

②地域SC担い手育成等サポート事業

●地域SCの継続的な運営体制の構築に必要な「担い手」の育成・確保に向けて、初任者を対象とした研修講座や、全国各地の事例展開及びネットワーク構築のためシンポジウムや協議会を開催し、地域SCの人材育成に資する側面支援を実施するとともに、有効な人材確保等を実証するべく、地域おこし協力隊等を活用した人材確保策を実証するべく、地域おこし協力隊等を活用した人材マッチング実証を行う。

支援手続スケジュール

令和7年2月：令和7年度事業募集（委託）
令和7年3月：令和7年度事業募集（補助）
令和7年4月：契約締結（委託）
令和7年5月：交付内定（補助）（予定）
令和7年7月：交付決定（補助）（予定）

【連絡先】

スポーツ庁参事官（地域振興担当） TEL：03-6734-3929（直通）

○JETプログラム (語学指導等を行う外国青年招致事業)

地方交付税措置

概要

外国青年を日本に招致し、地方公共団体において観光振興・国際交流業務や小中高校での外国語指導等に活用

事業イメージ

あなたの自治体にもJETプログラムを!!

グローバル化は地域の新たな活力源!!

- ☆ 外国人観光客を地元へ呼び込みたい、特産品を海外に売り込みたい!
- ☆ 小学校での英語教育、地域から世界にはばたく子供たちを育てたい!
- ☆ 地域の多文化共生を進めたい、地域の情報を外国語で発信したい!

・・・でも、いったい誰を頼ったらいいの?

そんなときは…「JETプログラム」!!

※ JETプログラム(The Japan Exchange and Teaching Programme): 海外の青年を日本に招致し、自治体・学校で国際交流や外国語指導に活躍してもらう事業

【JETプログラムのメリット】

- ☆ **30年以上の実績!** : これまで全世界80カ国から79,000人以上の青年を招致
- ☆ **優秀な人材!** : 大卒相当の青年を大使館等で面接、来日後もスキルアップをフォロー
- ☆ **地域のニーズを人選に反映!** : 出身国、語学能力などの希望をマッチング
- ☆ **交付税措置でサポート!** : 年間の経費(報酬・旅費など)は地方交付税で

主な職種と活用例

Assistant Language Teacher

ALT 【外国語指導助手】



- 学校などで日本人教師とペアで英語などの外国語を教える

➤ 学校生活での親密な付き合いで、児童・生徒のコミュニケーション力もLevel up!

【職務内容例】

- ー 日本人教員の外国語授業の補助
- ー 外国語教材作成
- ー クラブ活動や学校行事への参加
- ー 外国語スピーチコンテストなどへの協力

Coordinator for International Relations

CIR 【国際交流員】



- 自治体・国際交流協会での通訳や国際理解イベントに活躍

➤ 外国人の視点で観光・特産品PR、国際イベント企画などで地元の魅力を世界へ発信!

【職務内容例】

- ー 国際交流事業の企画・立案・補助
- ー 外国人訪問客の接遇・通訳
- ー 観光振興・海外販路拡大への助言・補助
- ー 外国人住民への生活支援活動

対象者

地方公共団体

対象事業

1 事業概要

地方公共団体は、JETプログラム参加者である外国青年を職員として任用（1年単位、最長5年）し、外国人としての経験・視点を活かした各種業務に従事させる（昭和62年度開始、令和6年度で38年目）。

2 JETプログラム参加者の職種

(1) CIR（国際交流員）

…地方公共団体の観光振興担当部局、国際交流担当部局等で国際交流活動等に従事（地方公共団体による活用例には、外国人観光客向けパンフレット・ホームページ作成、観光情報の外国への発信、観光案内等の実績あり。）

(2) ALT（外国語指導助手）

…教育委員会や学校で、教員等の助手として外国語教育等の職務に従事

(3) SEA（スポーツ国際交流員）

…地方公共団体におけるスポーツ指導等に従事

3 JETプログラム参加者数（令和6年度）

- (1) CIR： 479人
- (2) ALT： 5,373人
- (3) SEA： 9人

4 JETプログラム任用地方公共団体数（令和6年度）

- (1) 都道府県： 46団体
- (2) 市町村等： 782団体

支援内容（補助率等）

総務省、外務省、文部科学省及び（一財）自治体国際化協会が協力して地方公共団体を支援

<主な支援内容>

- 在外公館におけるJET参加者募集・選考
- 地方公共団体の要望に基づくJET参加者の配置
- オリエンテーション・研修、サポート等の実施
- 地方公共団体におけるJET参加者任用経費等（報酬・旅費等）に対する地方交付税措置

支援手続スケジュール（予定）

○英語圏CIR・ALT

9月上旬：配置要望照会、1月下旬：要望×切、7～8月：各地方公共団体に配置

○中国、韓国、ブラジル等／一部英語圏のCIR・ALT

8月中旬：配置要望照会、10月中旬：要望×切、4月：各地方公共団体に配置

○フランス、ドイツその他の国のCIR・ALT及び全ての国のSEA

9月上旬：配置要望照会、12月上旬：要望×切、8月：各地方公共団体に配置

【連絡先】

総務省自治行政局国際室 TEL：03-5253-5527

（一財）自治体国際化協会JETプログラム事業部 TEL：03-5213-1733

継続

○外部専門家（地域力創造アドバイザー）招へい事業

特別交付税措置

概要

市町村が、外部専門家（「地域人材ネット」登録者）を招へいして、地域独自の魅力や価値の向上、地域力を高める取組に要する経費を特別交付税の対象とする。

事業イメージ

外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度

地域人材ネット 外部専門家（＝地域力創造アドバイザー）のデータベース（<https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>）
都道府県や各省庁等の推薦を受け、地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進自治体で活躍している職員（課）を登録
民間専門家（635名）、先進自治体で活躍している職員（26名（2組織を含む））（令和7年4月1日現在 計661名・組織）

財政措置

- 対象市町村
 - ① 三大都市圏外の市町村
 - ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村
- 財政措置の内容
市町村外在住の外部専門家を**年度内に延べ10日以上又は5回以上招へい**し、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする。

1市町村当たり、右に示す額を上限額として、最大3年間：民間専門家活用（590万円／年）※R7年度から上限額引き上げ
先進自治体職員（組織）活用（240万円／年）

アドバイザー活用事例（新潟県胎内市）

- 取組事例
ワイン製造施設運営事業において、ワインの品質向上等を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、市職員やワイン製造関係者を対象に、年8回に渡り商品開発や醸造に関する指導や助言を受けた。
- 成果・効果
ワインコンクールでの受賞や業界での評価向上に伴い出荷量が増加するとともに、マーケティングの指導も受けた結果、「胎内高原ワイン」のブランド化にも成功した。



アドバイザー活用事例（北海道栗山町）

- 取組事例
栗山町地域おこし協力隊起業アドバイザー招へい事業において、カフェバルの開店を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、協力隊の方を対象に、任期終了後に向けて、延べ12日に渡り起業・ビジネスをするための学習会や経営に関する指導や助言を受けた。
- 成果・効果
飲食業や若者のコミュニティづくりに資する事業を担うことを目標に合同会社を設立。町内駅前通りに活動拠点となるカフェバルをオープンした。



対象者

- ①3大都市圏外の市町村
- ②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村

対象事業

市町村が外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上(リモート可)招へいして、現地指導などに活用し地域の活性化、地域の課題解決に取り組む事業。

支援内容

- 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間
- ◇ 民間専門家等活用 (5,900千円／年) ※R7年度から上限額引き上げ
 - ◇ 先進自治体職員(組織)活用 (2,400千円／年)

【連絡先】 総務省 地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室
TEL : 03-5253-5533

○地域活性化起業人

概要

地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税を措置する。

事業イメージ

地域活性化起業人

- ① 企業派遣型（H26～）
② 副業型（R6～）／シニア型（R7～）

※ H26～R2は「地域おこし企業人」

- 地方公共団体が、三大都市圏等に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事することで、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置
- 地方公共団体と企業の協定締結に基づく**企業から社員を派遣する方式（企業派遣型）**と、地方公共団体と企業の社員または退職した個人の契約に基づく**副業の方式（副業型／シニア型）**により活用
- 地方公共団体としては、**民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用し、地域の課題の解決を図ることができ、民間企業としては、多彩な経験による人材の育成、企業（または社員）の社会貢献、新しい地域との関係構築、シニア個人としても退職後の新たな活躍の場の発見**などのメリットがある

地方公共団体

（対象：1,433市町村）

- 三大都市圏外の市町村
- 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

※ B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業の社員等の活用可能団体：上記①②のうち、政令市、中核市及び県庁所在市以外の市町村（1375市町村）（企業が受入団体と同一県内に所在する場合を除く）

地域活性化起業人の推移



協定締結

- 任期
6か月～3年
- 活動例
・観光振興
・自治体・地域社会DX
・地域産品の開発 等

民間企業

- A 三大都市圏に所在する企業
B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業※

【企業派遣型】

- 要件
・自治体と**企業**が協定を締結
・受入自治体区域内での勤務日数が**月の半分以上** など
- 特別交付税
① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
② 受入れの期間中に要する経費（**上限590万円/人**）※R7年度から引き上げ
③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

【副業型／シニア型（退職した個人）】

- 要件
・自治体と**企業に所属する社員または所属していた個人**が契約を締結
・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**
・受入自治体における滞在日数は**月1日以上** など
- 特別交付税
① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
② 受入れの期間中に要する経費（**報償費等 上限100万円/人＋旅費 上限100万円/人（合計の上限200万円/人）**）
③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

社員（個人）

対象者

3大都市圏外の市町村等

対象事業

支援内容

【企業派遣型地域活性化起業人】

- ① 地域活性化起業人の受入れの期間前に要する経費
受入自治体が支出した対象経費のうち一般財源の合計額に0.5を乗じて得た額。
(合計額が1,000千円を超えるときは1,000千円に0.5を乗じて得た額を上限)
- ② 地域活性化起業人の受入れの期間中に要する経費
受入自治体が支出した対象経費のうち一般財源の合計額。
(合計額が5,900千円を超えるときは5,900千円を上限)
- ③ 地域活性化起業人の発案・提案した事業に要する経費
受入自治体が支出した対象経費のうち一般財源の合計額に0.5を乗じて得た額。
(合計額が1,000千円を超えるときは1,000千円に0.5を乗じて得た額を上限)

【副業型地域活性化起業人／シニア型】

- ① 受入れの期間前に要する経費(上限100万円/団体、措置率0.5)
- ② 受入れの期間中に要する経費
(報償費等 上限100万円/人＋旅費 上限100万円/人(合計の上限200万円/人))
- ③ 発案・提案した事業に要する経費(上限100万円/人、措置率0.5)

【連絡先】 総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課
TEL: 03-5253-5392

○地域おこし協力隊

令和6年度補正後予算額393百万円

令和7年度当初予算額248百万円

概要

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。隊員の活動に要する経費等を特別交付税措置の対象とする。

事業イメージ

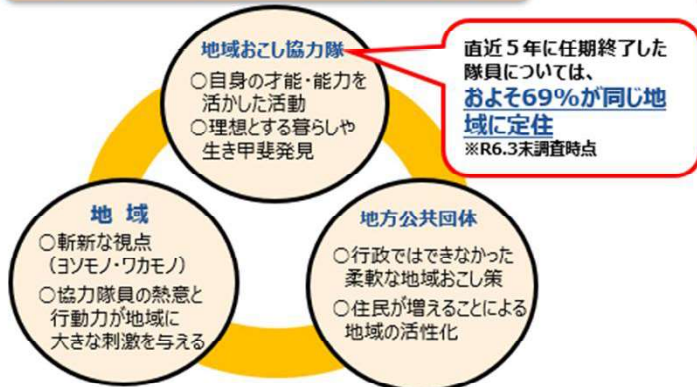
地域おこし協力隊について

- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

- 実施主体：地方公共団体
- 活動期間：概ね1年以上3年以下
- 地方財政措置：＜特別交付税措置：R7＞
 - ・地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：350万円／団体を上限
 - ・「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限
 - ・「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限 等
 - ・地域おこし協力隊員の活動に要する経費：550万円／人を上限(報償費等：350万円、その他活動経費：200万円)
 - ・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限
 - ・地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：任期2年目から任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限
 - ・任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5
 - ・JETプログラム参加者等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援に要する経費(200万円／団体を上限)
 - ・外国人の隊員へのサポートに要する経費(100万円／団体を上限)
- ※このほかJETプログラム終了者が、プログラム終了後も同一地域で地域おこし協力隊になれるよう、地域要件を緩和(R7～)

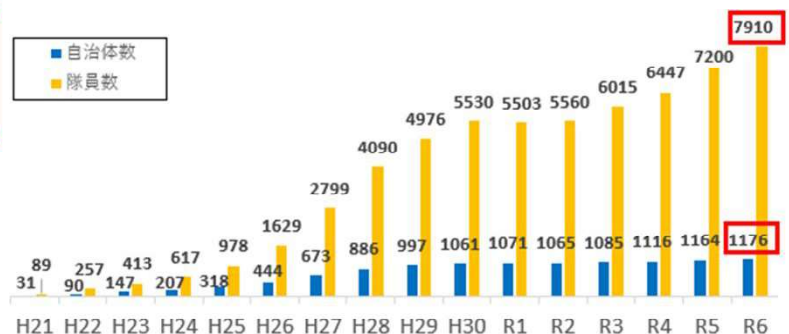
地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



隊員数、取組自治体数の推移

⇒ 令和8年度に10,000人を目標



対象者

地域おこし協力隊に取り組む地方自治体

対象事業

支援内容

【隊員の募集・受入】

- ① 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：350万円／団体を上限
- ② 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限
- ③ 「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：100万円／団体を上限(※1)、1.2万円／人・日を上限(※2)
 - (※1) …団体のプログラム作成等に要する経費、(※2) …参加者の活動に要する経費
- ④ 外国人の地域おこし協力隊の採用促進に要する経費(道府県のみ)：200万円／団体を上限

【隊員の活動期間中】

- ⑤ 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：550万円／人を上限
 - ・ 報償費等…350万円
 - ・ その他の経費…200万円（活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、研修等の経費など）
- ⑥ 地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費(市町村のみ)：200万円／団体を上限
- ⑦ 外国人の地域おこし協力隊員のサポートに要する経費(道府県のみ)：100万円／団体を上限

【隊員の任期終了後】

- ⑧ 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：100万円/人を上限
 - ・ 任期2年目から任期終了後1年以内の起業又は事業承継が対象。
- ⑨ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

支援手続スケジュール（予定）

9月：基礎数値照会
3月：特別交付税措置

【連絡先】 総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課
TEL: 03-5253-5394

○観光地・観光産業における人材不足対策事業

令和7年度予算額：
50百万円

概要

人手不足の解消に向け、採用活動等の足下の対策、機械化・DX化推進のための設備投資支援等の短期的な対策、外国人材の活用、経営の高度化等の中長期的な対策など、あらゆるフェーズの人手不足対策を総合的に実施。

事業イメージ

対象事業

①人材確保の促進

大型の合同企業説明会等における宿泊業の魅力発信イベントの実施等、事業者の採用活動を全面的に促進

②人材活用の高度化に向けた設備投資等支援

人手をかけるべき業務に人材を集中投下し、サービス水準向上・賃上げを実現するため、スマートチェックイン・アウト、配膳・清掃等ロボット、チャットボット、予約等管理システム（PMS）等の設備投資を支援

③外国人材の確保

特定技能試験の受験者を増やすためのジョブフェア等のPR活動、試験合格者の雇用のためのマッチングイベントの実施、観光地における外国語対応人材の確保等

④経営の高度化

「観光人材育成ガイドライン」に準拠した教育プログラムの充実等、経営の高度化を促進



スマートチェックイン・アウト



配膳ロボット



特定技能外国人材
(宿泊業)

対象者

支援内容

○補助対象：宿泊事業者、民間事業者等

○事業形態：①③④直轄事業 ②間接補助事業（補助上限500万円、補助率1/2）

【連絡先】国土交通省 観光庁 観光産業課 TEL：03-5253-8367

○通訳ガイド制度の充実・強化

令和7年度概算要求額：
73百万円

概要

インバウンド需要が回復する中で、多様な訪日外国人旅行者のニーズに対応できる通訳ガイドの確保を図るとともに、旅行者の満足度を向上させ、旅行消費額の拡大を図るため、通訳ガイドの質の維持・向上や、活用を促進する。

対象者

全国通訳案内士、地域通訳案内士等

対象事業

訪日外国人旅行者からの需要が見込まれる分野の研修等により、旅行商品の付加価値向上に資する通訳ガイドを育成、多方面での通訳ガイド等の活躍を促進し、訪日受入環境整備を推進する。

研修イメージ

①座学研修



②実地研修

○専門性が高い知識・教養を養成

- ▶アート（現代アート、舞台芸術）
- ▶建築（寺社仏閣、近代的建築物）
- ▶宗教▶日本庭園 等

○実践的なガイディング能力を養成

- ▶説明すべきポイント
- ▶想定される質疑応答 等



支援手続スケジュール（予定）

令和7年10月頃～令和8年3月末頃：事業実施予定

【連絡先】国土交通省 観光庁 国際観光課
TEL：03－5253－8111

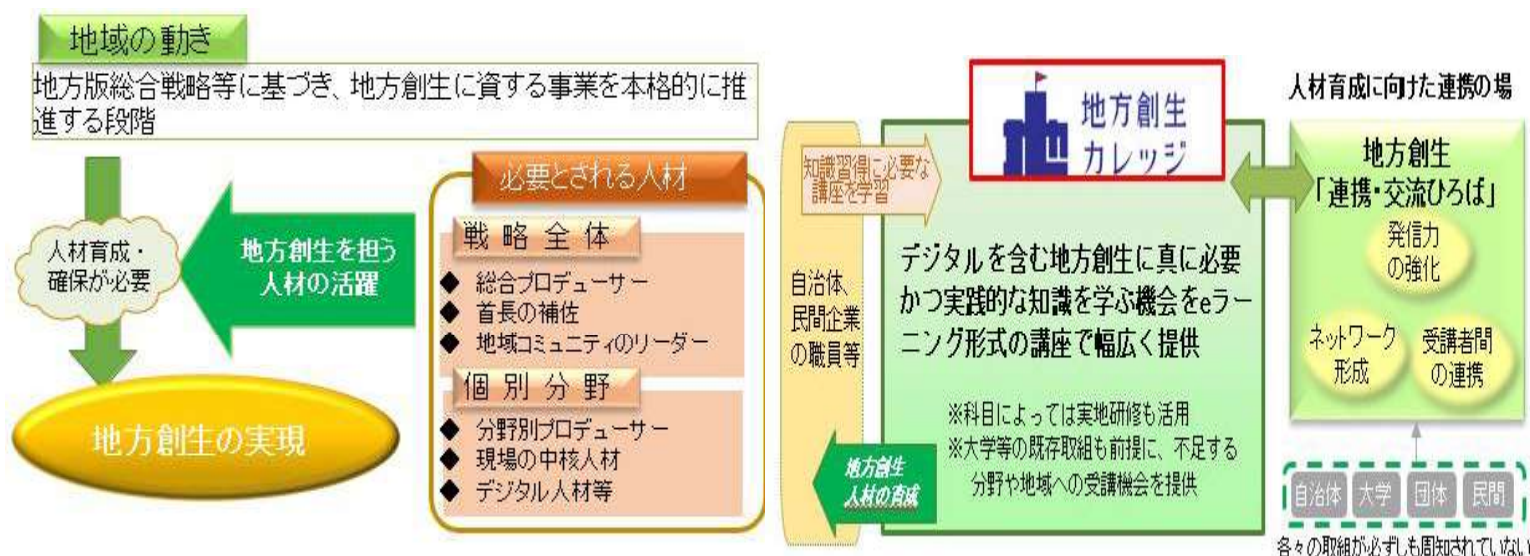
○地方創生カレッジ事業

令和7年度予算額：
140百万円

概要

- ・「地方創生カレッジ」は平成28年12月に開講し、デジタルを含む地方創生に真に必要なかつ実践的知識をeラーニングの形でオンラインのデジタルプラットフォームを通じて幅広く提供するほか、地域課題に対応した実地講座を実施。また、web上での連携・交流のほか、地方創生に熱意のある関係者のネットワーク拡充を図ることで、地方創生人材の育成・確保に繋げていく取組み。
- ・DMOを中心とした観光分野の講座も多数提供している。

事業イメージ



【カリキュラム構造イメージ】



対象者

地方創生に関心のある方。

講座例

講座名(制作者)

DMO特別講座(特定非営利活動法人 現代経営学研究所)

講座紹介

主に行政担当者、集客関連従事者、まちづくりを実践されている(関心のある)方を対象にしています。本講座では、観光による地域づくりの中核を担うDMOの役割と運営方法の多様なあり方について事例を通じて学びます。

講座名(制作者)

観光地経営の理解と実践(学校法人 先端教育機構 事業構想大学院大学)

講座紹介

人口減少が進むこれからの時代、地域への経済効果を最大化することで持続可能な地域づくりを進めていくことが求められるようになりました。その観光地域づくりを進めるにあたり、「観光地経営」の重要性が指摘されています。地方創生の流れの中で、その観光地経営を効果的・効率的に推進する体制論として登場したのがDMOです。本講座ではDMO法人の方や観光地経営にかかわる方を対象に、観光による地域経済循環の仕組みをDMOの視点から整理し、自身の地域で観光による地域経済を正のスパイラルで循環させることを解説し、「観光地経営」の基本的な知識・考え方から、各地域で実践するための手法を理解することを目指します。

講座名(制作者)

観光地における顧客管理とリピーター対策(公益社団法人 日本観光振興協会)

講座紹介

DMOなどの観光地マーケティング担当者、行政の観光振興政策担当者、および、両者に対し外部より専門的な指導や支援を行う研究者やコンサルタントを対象としています。観光地の持続的な発展を目的とした顧客(観光客)とのコミュニケーションのあり方について、マーケティングの視点から学び、各地域での観光振興戦略へ展開していくことを目指しています。

※上記の講座は一例です。このような観光DMOをはじめとした講座のほか、農業、まちづくりなど様々な分野での講座を210講座(令和7年3月末時点)開講しております。

【連絡先】 「地方創生カレッジ」 URL : <https://chihousei-college.jp/>

○(公財) 日本生産性本部 地域経営支援センター TEL : 03-3511-4013

FAX : 03-3511-4039 E-mail : college@jpc-net.jp

○内閣府 地方創生推進室 TEL : 03-6257-1412

継続

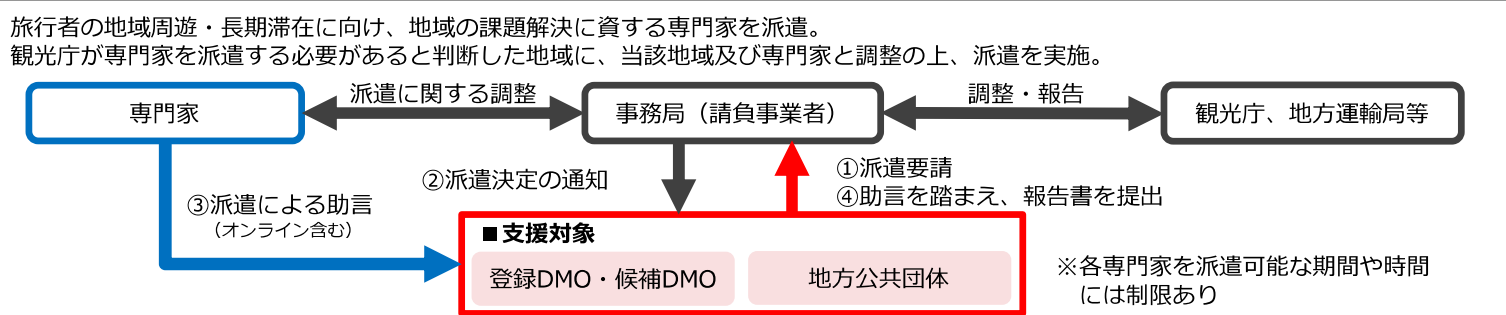
○地域周遊・長期滞在促進のための専門家派遣事業

令和7年度予算額：
445百万円（内数）

概要

旅行者の地域周遊・長期滞在を促進することを目的に、地域に専門家を派遣する。専門家は、課題解決に向けた戦略の策定、好循環を創出する施策の展開、多様な関係者の育成等の助言を行う。

事業イメージ



対象者

登録DMO、候補DMO及び地方公共団体

対象事業

DMO等の設立から運営	観光地経営の調査・戦略策定	受入環境整備	滞在コンテンツの充実	情報発信・プロモーション
①DMO等の組織運営 ②DMO等の財源確保 ③DMO等の人材育成・採用 ※DMO等…DMO、観光協会、第三セクター等	④データ収集ツールの導入 ⑤各種データの収集・整理・効果検証 ⑥観光戦略策定 ⑦事業者や住民等の理解・参画促進	⑧資金調達 ⑨施設・機器・二次交通の整備や改善 ⑩観光施設運営（宿泊施設・商業施設・体験施設・観光案内所等） ⑪観光人材育成（宿泊施設・商業施設・体験施設・観光案内所・ランドオペレーター・ガイド等） ⑫サービス品質保証	⑬観光資源の抽出 ⑭滞在コンテンツ造成（自然・文化・食・スポーツ等） ⑮販路開拓・拡大 ⑯名産品開発	⑰WEB・SNSの活用 ⑱その他情報発信・プロモーション

支援内容

- 専門家の派遣に関わる旅費・謝金（上限あり）を支援。
- 支援対象の派遣要請を基に、事務局（委託事業者）が適切な専門家を選定。
（必要に応じ、専門家のマッチングのために事務局が専門家を交えた面談等を実施。）
- 専門家が派遣要請をした支援対象に対し、助言・指導を実施。
（訪問又はオンラインによる。）

支援手続スケジュール（予定）

派遣実施期間：令和7年6月～令和8年2月上旬

【連絡先】

国土交通省 観光庁 観光地域振興課 TEL：03-5253-8111

継続

○地域観光資源の多言語解説整備支援事業

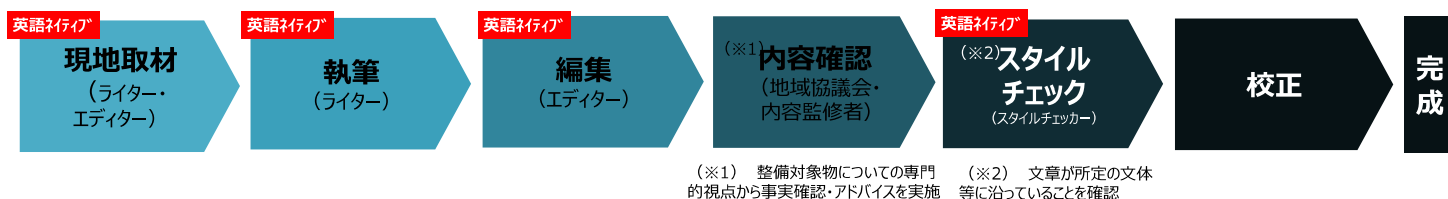
令和7年度予算額：
6百万円

概要

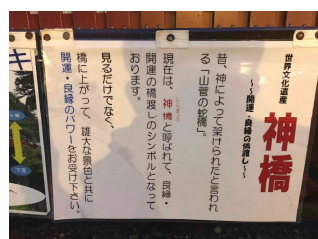
- 観光庁は、①文化庁・環境省と連携し、分かりやすく魅力的な多言語解説文を作成できる**英語のネイティブライター等の専門人材をリスト化**、②**地域に派遣し解説文の作成**を支援。③解説文作成のノウハウを蓄積し、他地域へ横展開できるように**ガイドラインを作成**するとともに、④専門人材の資質向上に資する動画コンテンツの作成など、**ノウハウの浸透を図る取組**を実施。
- 観光資源についての解説文が、多くの訪日外国人旅行者にとって「必要とする情報が載っていない」、「内容が難しすぎる」、「英語表現が不自然」と感じるといった課題が存在。よって、本事業では日本語原稿を単純に翻訳するのではなく、**外国人目線での解説文作成を推進するため、ネイティブライター等の専門人材を活用**。
- また、本事業で作成している英語解説文を元にした**中国語及び韓国語の解説文作成**も併せて実施。

事業イメージ

英語解説文作成フロー



多言語解説文の活用事例



日光二荒山神社神橋 看板の改善



タッチパネル式解説板による案内（多言語字幕）



2次元コード（多言語音声・テキスト）

対象者

以下のいずれかを満たす複数の個人・団体等で構成された協議会。
但し個人や一団体に地域の周遊性を高める面的な整備が可能な場合は
その限りではありません。

- ・観光資源を所有又は管理する個人・団体等
- ・多言語解説整備を行う地域の自治体、観光地域づくり法人（DMO）
及び観光協会など旅行者の誘致に関して観光戦略の仕組み作り、実行
ができる組織

対象

世界遺産、国宝、国立公園等の観光資源

- ・多言語解説整備を行うことによって、旅行者の観光資源への理解を促進
させ、満足度が向上すると考えられるもの。
- ・解説文を充実させることによって地域の周遊性を高め、滞在時間の増加
が促されるもの。

支援手続スケジュール

令和7年2月上旬～2月下旬：地域公募（予定）
令和7年3月末：実施地域決定（予定）

【連絡先】 観光庁 観光資源課 TEL：03-5253-8925

○質の高い消費と投資を呼び込むためのデジタルノマド誘客促進事業

令和7年度予算額：
100百万円の内数

概要

- 令和6年4月より日本でもデジタルノマド向けの在留制度が施行。今後、観光ビザの期間を超えたロングステイのデジタルノマドの増加が予想。
- 質の高い消費と投資を呼び込むデジタルノマドの継続的な誘致・受入に向けて、地域の特性及びデジタルノマドのニーズに合わせた受入環境整備を図ることを目的とした調査事業及び補助事業を実施。

事業イメージ

デジタルノマドの更なる誘致・受入に向けたモデル実証を実施

①調査事業

デジタルノマドの誘客に先進的に取り組むモデル地域を5地域程度選定し、デジタルノマドの特性に応じた以下の取組を総合的に実施

- ・デジタルノマド受入に向けた体制の構築・中長期事業計画の策定
- ・デジタルノマドに訴求するコンテンツ造成・受入環境整備
- ・デジタルノマドの特性に応じたプロモーション
- ・モニターツアーの開催 等

②補助事業

デジタルノマド受入に必要な環境整備を支援
(施設改修・整備、設備導入・物品購入等)



対象者

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、民間事業者等

対象事業

有識者による選定委員会にて選定されたモデル実証事業を対象とする。

支援内容

- ①調査事業（上限1200万円、計5件程度）
- ②補助事業（上限500万円、補助率は1/2以内）

支援手続きスケジュール（予定）

①調査事業

令和7年3月3日～4月11日：公募期間
令和7年5月中旬：採択決定
令和7年6月下旬以降：事業開始

②補助事業

令和7年4月下旬～5月下旬：公募期間
令和7年6月下旬～7月上旬：採択決定

【連絡先】

国土交通省 観光庁 観光資源課 TEL：03-5253-8924

○地方部における観光コンテンツの充実のための ローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業

令和7年度当初予算額：
300百万円

概要

観光コンテンツの供給、コンテンツの質及び満足度の向上、地方誘客の促進並びに消費単価の向上に直結する地域の魅力を伝えるガイドの不足という課題に対応するため、特に地方部において、「人材確保」「人材育成」の入口戦略と「市場活性化」の出口戦略の双方を見据えた、地域特性等に応じた、地域一体となった総合的かつ戦略的なローカルガイド人材の持続的な確保・育成の取組を支援

※ローカルガイド：特定の地域において、地域資源を活かした体験型の観光コンテンツの体験価値向上のため、当該地域に精通して地域の魅力を伝えるガイドを行う者。主に訪日外国人旅行者を対象として有償でガイド行為を行う者を対象とする。専業・副業、全国・地域通訳案内士の資格の有無を問わない

※「地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成に向けた有識者会議」令和6年度とりまとめを踏まえて実施

事業イメージ



有識者会議



ローカルガイド人材の持続的な確保・育成

対象者

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、ローカルガイド、観光コンテンツ事業者及びガイド手配団体等並びに体験商品の募集機能を担う者（国内外の旅行会社、DMC、ランドオペレーター及びOTA等）が連携する組織、団体又は協議会等

※単独の主体（地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、観光コンテンツ事業者、ガイド手配団体等又は体験商品の募集機能を担う者）が申請する場合にあっては、他の主体との連携体制が明確であり、地域関係者及び体験商品の募集機能を担う者のいずれとも連携

対象事業

【調査事業】

ガイド人材の確保・育成を核にした地域一体的なビジネスモデル構築事業
特に地方部において、「人材確保」「人材育成」の入口戦略と「市場活性化」の出口戦略の双方を見据え、地域特性等に応じて、地域一体となって総合的かつ戦略的なローカルガイド人材の持続的な確保・育成に取り組む実証事業

【補助事業】

ローカルガイド人材の持続的な確保・育成に必要な受入環境整備
既存施設等の改修・整備、設備・備品の購入等

支援内容

【調査事業】

定額、上限2,000万円/件

【補助事業】

補助率1/2、上限1,000万円/件

支援手続スケジュール

【調査事業】

令和7年3月24日～令和7年4月22日	地域公募
〃 5月下旬	採択案件公表（予定）
〃 6月下旬～令和8年2月中旬	事業実施（予定）

【補助事業】

令和7年3月24日～令和7年5月2日	地域公募
〃 6月上旬	採択案件公表（予定）
〃 6月末	交付決定通知（予定）
〃 6月末～令和8年2月末	事業実施（予定）

【連絡先】 国土交通省 観光庁 観光資源課
TEL：03-5253-8925（直通）

継続

○文化芸術創造拠点形成事業

令和7年度予算額：
1,043百万円

概要

地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上させるとともに、我が国の文化芸術の基盤を形成してきた多様で特色ある文化芸術の振興を図るため、地域の実情を踏まえた、地方公共団体が主体となって行う文化芸術拠点形成に向けた取組を支援する。

事業イメージ

補助対象事業者 地方公共団体（50事業程度）
補助率 1/2他
補助対象経費 専門人材による文化芸術施策の企画立案・遂行に要する経費、文芸費、舞台費、報償費、消耗品費等

[松戸市]文化の香りのする街構築事業(令和5年度)



芸術祭「科学と芸術の丘」

**地域の文化芸術創造拠点の形成
多様で特色ある文化芸術の振興、
地域の活性化**



[取手市]創造郊外都市～共創型アート・センター実験室2022-2023—持続可能な芸術の営みを支える社会実験成果の実装(令和5年度)



教育機関や福祉施設と連携したアクティブ・ラーニング・プログラム人材育成

対象者

地方公共団体

対象事業

文化芸術分野の専門的人材を活用して行う、地域アーティストの活動支援、地域住民やステークホルダーとの連携・協働の促進、地域文化資源を活用した文化芸術活動の実施等の総合的な取組

支援手続スケジュール

令和7年1月中旬～2月上旬 : 令和7年度事業募集
 令和7年4月1日 : 採択通知
 令和7年6月頃 : 交付決定(予定)

【連絡先】

文化庁 参事官(生活文化創造担当) 付 TEL: 075-451-9583(直通)

○歴史的風致維持向上計画の認定制度

概要

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を「歴史的風致」と定義し、歴史的風致の維持及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に講じるため、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画に対し、国が認定を行うことにより、地域の主体的な取組みを集中的に支援。

事業イメージ

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(H20.5.23全会一致で成立、同年11.4施行)

【法の目的】

歴史的風致の維持・向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展・文化の向上に寄与

【歴史的風致】

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境

基本方針(国が作成)

歴史的風致維持向上計画 (市町村が作成)

【重点区域】

核となる文化財(重要文化財、重要伝統的建造物群保存地区等)と、一体となって歴史的風致を形成する周辺市街地により設定

国による認定

(文部科学大臣、
農林水産大臣、
国土交通大臣)

認定歴史的風致維持向上計画

歴史的風致形成建造物(第12条～第21条)

法律上の特例措置(第11条、第22条～第30条)

各事業による重点的な支援

○補助対象拡大・国費率嵩上げ



(例)歴史的建造物の修理・買取



(例)都市公園内の城跡の復原

対象者

地方公共団体(市町村)

対象事業

歴史的風致維持向上計画の主な記載事項は以下のとおり。

- 歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針
- 重点区域の位置及び区域
- 文化財の保存及び活用に関する事項
- 歴史的風致の維持向上施設の整備又は管理に関する事項
- 歴史的風致形成建造物の指定の方針
- 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項
- 計画期間(概ね5年～10年程度)等

支援内容

歴史的風致維持向上計画が認定された場合の支援措置は以下のとおり。

- 社会資本整備総合交付金(都市公園等事業)において、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いものを補助対象に追加し、支援
- 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)等による歴史的風致形成建造物の修理・買取り等の支援
- 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)の交付率の拡充(40%→45%)
- 景観改善推進事業による景観計画の策定・改訂、策定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動、景観規制上既存不適格となる建築物等の是正措置に要する経費を支援
- 歴史的観光資源高質化支援事業による歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却及び伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景に要する経費の支援

支援手続スケジュール(予定)

- 随時地方公共団体(市町村)と文部科学省文化庁・農林水産省・国土交通省との事前相談の実施
- 随時地方公共団体(市町村)より、歴史的風致維持向上計画の認定申請
- 随時文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣により、歴史的風致維持向上計画の認定
- 4月以降地方公共団体(市町村)より、関係省庁に交付申請
- 4月以降関係省庁より、地方公共団体(市町村)に交付

【連絡先】

- ・文化庁文化資源活用課 TEL: 075-451-4111
URL: https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/bunkazai/rekishifuchi/
- ・農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課 TEL: 03-3502-6004
URL: https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/binosato/b_rekimati/
- ・国土交通省都市局公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室 TEL: 03-5253-8954
URL: <https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/>

継続

○文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業

令和7年度予算額：1,353百万円

概要

文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環の実現にあたっては、文化についての理解を深める機会の拡大及び国内外からの観光旅客の来訪促進が重要。文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、文化観光推進法に基づき主務大臣により認定された計画に基づく事業等に対して支援を行う。

事業イメージ

①文化観光拠点としての機能強化に資する事業に対する支援（拠点計画）

②地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業に対する支援（地域計画）

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、文化観光推進法に基づき主務大臣により認定された計画に基づく事業に対して支援を行う。

※50箇所程度

<1,205百万円>

③計画の推進等のための支援（委託）

○計画推進を支援するために専門家の派遣や好事例の展開等の伴走支援を実施。

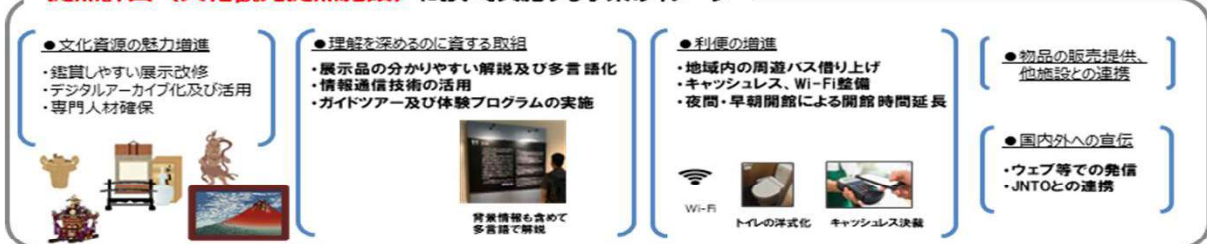
○計画作成にあたって、事業設計やコンセプトの設定といった伴走支援を実施するほか、事業内容の説明会やセミナーを実施し、裾野拡大に取り組む。

○計画期間が終了した計画について、フォローアップ調査による成果、課題の分析を実施。

○文化観光推進法に関するHPを整備し、周知啓発や情報発信、好事例の展開を実施。

<125百万円>

拠点計画（文化観光拠点施設）において実施する事業のイメージ



地域計画において実施する事業のイメージ



対象者

- ①② 拠点計画又は地域計画の策定主体又は実施主体となる者

対象事業

- ①文化観光拠点としての機能強化に資する事業に対する支援
- ②地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業に対する支援

支援内容

- ①文化観光拠点としての機能強化に資する事業に対する支援
 - ②地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業に対する支援
- 補助率：補助対象経費の最大 2 / 3

支援手続スケジュール

- ①文化観光拠点としての機能強化に資する事業に対する支援
- ②地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業に対する支援

令和 7 年 2 月上旬：交付要望受付

令和 7 年 4 月上旬：採択結果通知

※上記は既認定計画のみ対象

※新規認定計画が対象となる 2 次公募の実施時期は未定
(令和 6 年度は 7 ～ 8 月に実施)

【連絡先】文化庁 参事官(文化拠点担当)
TEL：03-6734-4893

継続

○文化資源活用推進事業

令和7年度予算額：
4,430百万円の内数

概要

「日本博2.0」の一環として、地方公共団体が主体となり、文化芸術や観光分野の専門人材を軸として地域のアーティスト、住民や芸・産学官との連携協力体制を構築し、地域の文化芸術資源を活用した新しい時代のインバウンド需要に資する文化芸術事業を積極的に支援する。

事業イメージ

- 補助対象事業者 地方公共団体（3事業程度）
- 補助率 1/2
- 補助対象経費 専門人材を軸として地域のアーティスト、住民や芸・産学官との連携協力体制を構築し、地域の文化芸術資源を活用した新しい時代のインバウンド需要に資する文化芸術事業の企画立案・遂行に要する経費、文芸費、舞台費、報償費、消耗品費等
- 伴走型支援 事業実施団体に対し、専門家による検討及び助言等の伴走型支援を併せて実施



京都国際マンガ・アニメフェア

魅力ある文化芸術事業の
持続的・発展的実施

インバウンド需要伸長
地方誘客・消費拡大を促進



パシフィック・ミュージック・フェスティバル札幌

対象者

地方公共団体

対象事業

文化芸術や観光分野の専門人材を軸として、地域のアーティスト、住民や芸・産学官との連携協力体制を構築し、日本博2.0を契機として地域の文化芸術資源を活用した新しい時代のインバウンド需要に資する文化芸術事業

支援手続スケジュール

令和7年1月中旬～2月上旬 : 令和7年度事業募集
 令和7年4月1日 : 採択通知
 令和7年6月頃 : 交付決定（予定）

【連絡先】

文化庁 参事官（生活文化創造担当）付 TEL : 075-451-9584（直通）

○エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業

令和7年度予算額：
20百万円

概要

地域の自然資源を活用した地域活性化を推進するため、エコツーリズムに取り組む又は取り組もうとする地域協議会に対して、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成などの地域のエコツーリズムの活動を支援する。

事業イメージ

エコツーリズム地域活性化支援事業（交付金）により、エコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、ルール作り等に要する経費の1／2を支援する。



- ・体制の強化、資源調査
- ・エコツーリズム推進全体構想の作成
- ・ルール作り（地域の合意形成）
- ・ガイド等の人材育成
- ・魅力的なツアープログラム作り（安全管理、環境への配慮含む）
- ・カヤック、自転車等の物品の購入



対象者

エコツーリズムに取り組む又は取り組もうとする地域の多様な主体で構成されている地域協議会（市町村の参加は必須）

対象事業

- エコツーリズム地域活性化支援事業（交付金）
エコツーリズムを推進する活動で以下に掲げる事業等を支援。
- ・エコツーリズム推進全体構想の作成
 - ・エコツーリズムの推進体制の整備、強化
 - ・資源調査
 - ・エコツアーのプログラムづくり
 - ・ガイド等の人材育成
 - ・カヤック、自転車等の物品の購入 等

支援内容

エコツーリズムを推進する活動にかかる事業

・・・交付対象経費の1/2（1地域あたりの交付金額は最大で500万円）

支援手続スケジュール（予定）

令和8年度のスケジュールは未定

【参考：令和7年度】

令和7年2月3日～28日：令和7年度事業募集

令和7年4月末頃：交付決定予定

【連絡先】

環境省 自然環境局国立公園課国立公園利用推進室

TEL：03-5521-8271

○エコツーリズム大賞（環境大臣表彰）

概要

エコツーリズムに取り組む個人事業者、企業、教育機関、自治体、協議会、地域団体等を対象に、優れた取組を表彰し、広く紹介するものです。

（環境省・（一社）日本エコツーリズム協会共催）

※ エコツーリズムと銘打ってなくても、エコツーリズムの考え方に沿った取組みであれば応募できます。

対象者

エコツーリズムに取り組む個人事業者、企業、教育機関、自治体、協議会、地域団体等

年間スケジュール

7月～9月頃 募集期間
2月頃 各賞の発表、表彰式

受賞による効果

- 認知の拡大
全国に向けての発信・周知
- 活動の拡大
取組んでいる方々の自信、地域内外への効果的なアピール。



エコツーリズムのススメホームページ

<https://www.env.go.jp/nature/ecotourism/try-ecotourism/>

【連絡先】

環境省 自然環境局国立公園課国立公園利用推進室

TEL：03-5521-8271

一般社団法人日本エコツーリズム協会

TEL：03-5437-3080

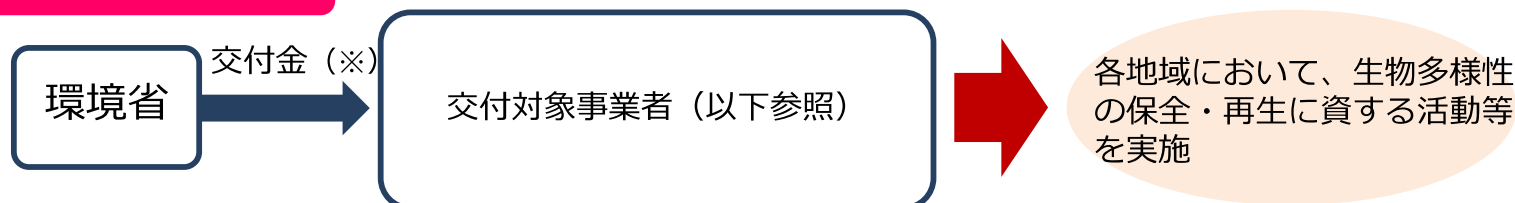
○生物多様性保全推進支援事業

令和7年度予算額：
174億円

概要

各地域において実施される、一定の要件を満たす生物多様性の保全・再生に資する活動等に対し、財政的支援を行うもの。

事業イメージ



対象者

(※) R7から間接交付になります。

対象事業	交付対象事業者
(1)ー1 生物多様性増進活動基盤整備	①地方公共団体、NPO法人、法人格を有する民間団体(企業や大学等含む)、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者等 ②支援センターの設置者/管理者又は設置を予定している地方公共団体
(1)ー2 生物多様性増進活動実施強化	地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画の活動主体及びこれに類する者
(2) 重要生物多様性保護地域等保全再生	地域生物多様性協議会(地方公共団体等とその他の主体で構成)
(3) 国内希少野生動植物種生息域外保全	動物園、植物園、水族館、昆虫館又はこれらに類する施設の、法人格を有する設置者・管理者
(4) 国内希少野生動植物種生息域内保全	地方公共団体、NPO法人、法人格を有する民間団体(企業や大学等含む)、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者等
(5) 里山未来拠点形成支援	里山未来拠点協議会(地方公共団体等とその他の主体で構成)

対象事業

対象事業	交付対象事業の内容
(1)ー1 生物多様性増進活動基盤整備	① 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の作成等の取組 ② 生物多様性増進活動支援センターの設置又は運営に係る体制構築並びに同センターが実施する取組
(1)ー2 生物多様性増進活動実施強化	増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の計画区域又は自然共生サイトにおける管理手法の改善や生物調査等の活動内容の向上のための取組
(2) 重要生物多様性保護地域等保全再生	国立公園、国定公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、ラムサール条約湿地、世界自然遺産、ユネスコBR、自然再生事業実施計画区域内における生息環境の保全再生(令和6年度までに採択された継続事業のうち、自然共生サイト内における事業を含む)
(3) 国内希少野生動植物種生息域外保全	国内希少野生動植物種を対象とした、種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組
(4) 国内希少野生動植物種生息域内保全	国内希少野生動植物種を対象とした生息環境改善のほか、これに付随する分布状況調査・保全計画策定等の取組
(5) 里山未来拠点形成支援	重要里地里山、都道府県立自然公園、都道府県指定鳥獣保護区、自然共生サイト、生物多様性増進活動実施区域等の生物多様性保全上重要な地域における環境的課題と社会経済的課題を統合的に解決しようとする活動

支援内容

対象事業	交付率・交付額	事業期間
(1)ー1 生物多様性増進活動基盤整備	事業費の1/2以内	原則2年以内 (最長3年)
(1)ー2 生物多様性増進活動実施強化	定額 1件あたり150万円まで ※ 生物多様性維持協定を締結している場合は250万円を上限とする	原則2年以内
(2) 重要生物多様性保護地域等保全再生	事業費の1/2以内	原則2年以内 (最長3年)
(3) 国内希少野生動植物種生息域外保全	定額 1種あたり200万円まで	原則3年以内
(4) 国内希少野生動植物種生息域内保全	定額 1件につき150万円まで ※ 保全計画策定を含む場合は初年度に限り250万円を上限とする	原則3年以内
(5) 里山未来拠点形成支援	事業費の1/2以内 ※ 令和6年度までに採択された継続事業のうち、他のモデルケースになるものに限り3/4以内	原則2年以内 (最長3年)

昨年度からの変更のポイント

令和6年4月に成立した「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律※」の施行に合わせて支援メニューを改変。(1)ー1, (1)ー2を新設し、同法に基づく計画作成や活動実施に対する支援を行う。

(※) [30by30site-LegalOverviewBiodiversityPromoAct.pdf](https://www.biodic.go.jp/biodiversity/legal/overview/biodiversity_promo_act.pdf)

支援手続スケジュール（予定）

令和7年5月頃：補助事業公募

令和7年7月頃：補助事業決定

備考

過去の採択実績等

https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/hozen/index.html

【連絡先】 環境省 自然環境局自然環境計画課
地域ネイチャーポジティブ推進室 TEL：03-5521-8343

継続

○インフラツーリズム

概要

橋、ダム、港などのインフラ(社会資本)を観光資源として活用したインフラツアーを紹介するインフラツーリズムポータルサイトを平成28年1月22日に開設し、全国各地で実施されている現場見学会や民間事業者が催行するツアーなど、幅広く情報発信することにより地域活動を支援します。

施設見学を取り入れたツアーの企画・催行は各地方整備局等の窓口へご相談下さい。

各地の相談窓口

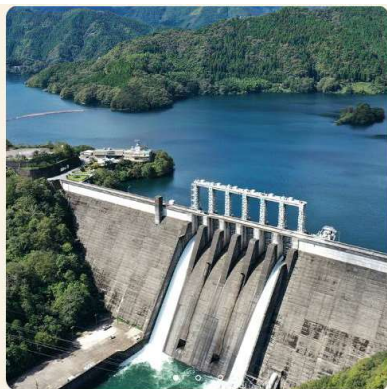
北海道開発局	開発監理部開発連携推進課	TEL:011-709-2311
東北地方整備局	企画部企画課	TEL:022-225-2171
関東地方整備局	企画部広域計画課	TEL:048-600-1330
北陸地方整備局	企画部広域計画課	TEL:025-280-6687
中部地方整備局	企画部企画課	TEL:052-953-8127
近畿地方整備局	企画部広域計画課	TEL:06-6942-1141
中国地方整備局	企画部企画課	TEL:082-221-9231
四国地方整備局	企画部広域計画課	TEL:087-811-8309
九州地方整備局	企画部企画課	TEL:092-471-6331
沖縄総合事務局	開発建設部建設行政課	TEL:098-866-1908

インフラツーリズムポータルサイト

全国のインフラツアー等を掲載



インフラツーリズムとは
全国のインフラ施設
ツアー検索
明治期の公共土木施設
インフラフォトジェニック
関連リンク
プライバシーポリシー
English
公式Facebook



インフラ施設の見どころ等も紹介



まるで『地下神殿』。大雨による水をため込む巨大な調圧水槽を見学
○首都圏外郭放水路〔埼玉県〕
(国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所)

インフラツーリズムポータルサイトで 検索

(URL : <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/infratourism/index.html>)

【連絡先】 国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課
TEL : 03-5253-8912

○「食」の力を最大活用したガストロノミーツーリズム推進事業

令和7年度予算額：2百万円の内数

概要

外国人旅行者から期待・需要が高い「食」について、魅力的なガストロノミーツーリズムコンテンツを造成し、インバウンドの地方誘客を促進することで、地域・周辺産業など様々な事業の好循環化を推進する。

事業イメージ



メニュー開発



モニターツアー

対象者

- ・ 地方公共団体
- ・ 観光地域づくり法人（DMO）
- ・ 民間事業者等

対象事業

地域の「食」のブランディング、サプライチェーンやその他周辺産業との連携、ガバナンスの構築等を進める上で様々な知見を持った専門家とともに地域一体型経営戦略の策定と、それに伴うメニュー開発等に取り組み、ガストロノミーツーリズムの優良事例創出を図る。

①戦略策定②メニュー開発③モニターツアー④インバウンド対応体制等

支援内容

- モデル創出
定額（上限2,000万円/件）

昨年度からの変更のポイント

- 事業名の変更
旧）地域一体型ガストロノミーツーリズムの推進事業

支援手続スケジュール（予定）

- | | |
|------------------|---------------|
| 令和7年4月中旬～5月中旬 | : 地域公募 |
| 〃 6月中旬 | : 採択案件の公表（予定） |
| 〃 7月上旬～令和8年2月14日 | : 実証事業実施（予定） |

【連絡先】 国土交通省 観光庁 観光資源課
TEL：03-5253-8924（直通）

○地域観光魅力向上事業

令和6年度補正予算額：
4,000百万円

概要

将来に亘って持続的に地方誘客が促進されるよう、地域資源を活用した収益性が高く独自性・新規性のある観光コンテンツの開発から、適切な販路開拓や情報発信の総合的な支援を行い、中長期に亘って販売可能なビジネスモデルづくりの支援を実施。

事業イメージ



地域固有の自然資源の活用
(北海道美瑛町：インフラ・ジオツーリズム)



歴史・文化に関する地域資源の体験化
(三重県伊勢市：お伊勢さんについて学ぶ文化観光インタープリテーション)



地域に根ざす伝統工芸や生業の観光活用
(岐阜県高山市：飛騨春慶塗体験)



閑散期の新たな魅力の創出
(沖縄県宮古島市：冬の星空観測)

<支援内容>

- ・観光分野の専門家によるアドバイス等を通じた観光コンテンツの磨き上げや商品化の支援
- ・観光コンテンツの販路開拓のための商談会の開催やOTA掲載等の支援、SNSによる情報発信等の支援

対象者

地方公共団体、DMO、民間事業者等

補助率等

補助率：400万円まで定額(10/10)、400万円を超える部分については1/2
補助上限額：1,250万円
最低事業費：600万円

【連絡先】 国土交通省 観光庁 観光資源課 TEL：03-5253-8924

継続

○全国の観光地・観光産業における観光DX推進事業

令和7年度予算額：
1,230百万円の内数

概要

DXの推進を通じて、観光地における消費拡大や観光産業の収益・生産性向上を図るべく、地域の多様なコンテンツの販路拡大、レベニューマネジメント等に資するデジタルツールの導入支援や、DX活用に向けた専門人材による伴走支援を実施する。

事業イメージ

対象事業

1.観光地のコンテンツの販路拡大・マーケティング強化	2.観光産業の収益・生産性向上	3.専門人材による伴走支援
観光事業者等に対して、旅行者の利便性向上に資する宿泊・交通・体験等に係るオンライン予約・キャッシュレス決済の活用推進を通じたコンテンツの販路拡大や旅行者の再来訪・周遊促進に資するマーケティング強化の取組を支援 デジタルツール導入に係る費用の支援 (例) オンライン予約・決済等のシームレスな地域サイト、チケットのデジタル化、クーポン発行・周遊マップ等の導入に係るソフト・ハード費用 体験・アクティビティの予約・在庫管理 キャッシュレス決済	自社ウェブサイトにおける予約・決済の完結の推進やそのデータを活用したレベニューマネジメント推進による適切な価格の設定等を通じた、収益・生産性の向上を支援 デジタルツール導入に係る費用の支援 (例) 自社サイトでのオンライン予約、レベニューマネジメント、仕入れ等のオンライン受発注システム等の導入に係るソフト・ハード費用	DX活用に向けた計画策定、デジタルツールの導入、導入後の活用等において、持続可能な観光地域づくりに向けた専門人材による伴走支援 DX活用に向けた計画策定・伴走支援 ・観光地や観光産業における専門人材のマッチング ・専門人材にかかる費用の支援

対象者

支援内容

- 国→民間事業者（事務局）→DMO、地方公共団体、民間事業者等
- 間接補助事業（①1,500万円、補助率1/2、②定額（上限800万円））

支援手続スケジュール（予定）

令和7年4月16日：公募開始
 令和7年6月6日：公募締切
 令和7年7月中：採択公表

【連絡先】

国土交通省 観光庁 参事官（産業競争力強化）

TEL：03-5253-8948

○観光DX推進による地域活性化モデル実証事業

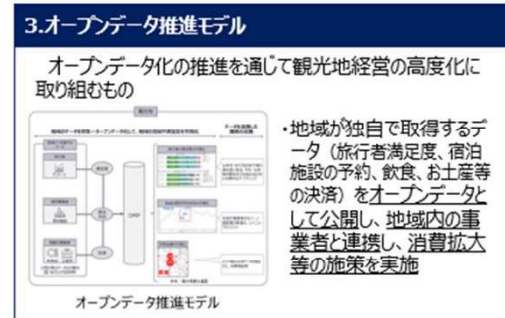
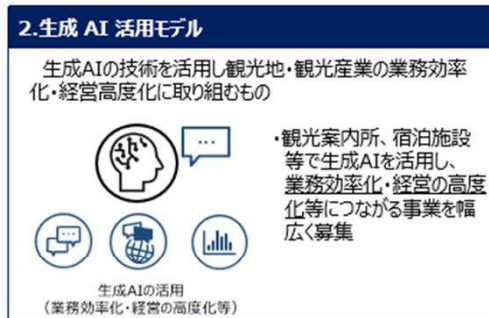
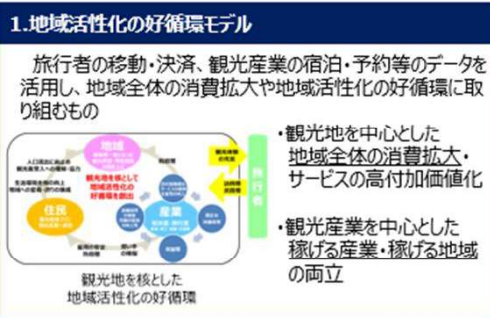
令和7年度予算額：
1,230百万円の内数

概要

観光地・観光産業におけるDXを推進し、「稼げる地域・稼げる産業」の実現につながる先進モデルを構築するべく、①地域活性化の好循環モデル、②生成AI活用モデル、③オープンデータ推進モデルの3つのテーマに関する実証事業に取り組む。

事業イメージ

対象事業



対象者

支援内容

- 民間事業者（コンソーシアム）
- 直轄事業

支援手続スケジュール（予定）

令和7年2月12日：公募開始
令和7年3月26日：公募締切（②・③）
令和7年3月31日：公募締切（①）
令和7年5月中：採択公表

【連絡先】

国土交通省 観光庁 参事官（産業競争力強化）
TEL：03-5253-8948

○地域経済分析システム（RESAS）による
地方版総合戦略支援事業

令和7年度予算額：
150百万円

○RESASポータル運用・保守事業

令和7年度予算額：
21百万円

○デジタル田園都市国家構想データ分析評価
プラットフォームの運用・保守事業

令和7年度予算額：
114百万円

概要

地方創生を推進するため、地方公共団体等の地方創生の担い手に対して、RESAS等の普及・活用を促進する。

対象者

地方公共団体、金融機関、商工団体、観光地域づくり法人（DMO）等

支援内容

地方公共団体等の地方創生の担い手が、RESAS等に掲載している地域経済データに基づき、地域の現状・実態を正確に把握した適切な政策立案や経営判断を行えるよう、データ可視化サイトによる情報提供等の支援を行う。

詳細は「内閣官房・内閣府総合サイト＞地方創生総合サイト＞施策＞地域経済分析システム（RESAS（リーサス））＜<https://www.chisou.go.jp/sousei/resas/index.html>＞」に掲載。

昨年度からの変更のポイント

掲載データや機能の更新を実施。

事業イメージ

以下3つのウェブサイトにより、地方公共団体や観光地域づくり法人（DMO）等での施策立案・検討に活用可能な地域経済データをわかりやすく可視化し、その活用事例を紹介。インターネット環境があれば、だれでも無償で何度でも活用できる。

- ・RESAS（リーサス）：地域経済分析システム
- ・RAIDA（レイダ）：デジタル田園都市国家構想データ分析評価プラットフォーム
- ・RESAS Portal（リーサスポータル）：RESAS活用事例紹介サイト

RESAS "RESAS"で検索
(<https://resas.go.jp/>)

地域経済の構造データ（産業の強み、人の流れ、人口動態など）を地図やグラフで分かりやすく見える化したデータ可視化のウェブサイト。

地域外からの投資を呼び込めているかな？

RAIDA "RAIDA"で検索
(<https://raida.go.jp/>)

データにより地域課題を捉え、分析・考察することをサポートし、施策目標の達成を後押しするプラットフォーム。

周辺地域もオンライン手続を利用するニーズはあるかな？

RESAS Portal "RESAS Portal"で検索
(<https://resas-portal.go.jp/>)

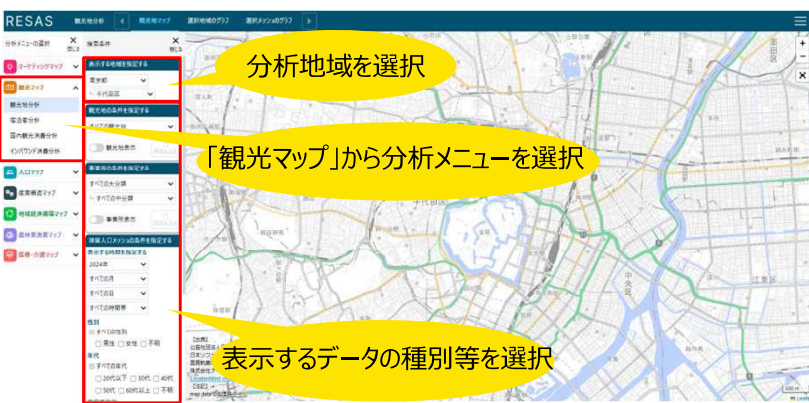
地域経済に関するデータの利活用手法を案内するポータルサイト。地域課題別のデータ分析の視点や分析手法を紹介する地域課題分析ナビゲーション、RESAS等のEBPMツールの使い方紹介などのコンテンツを掲載。

RESAS/RAIDAの使い方は？

データ分析の流れがわからない

RESAS観光マップのご紹介

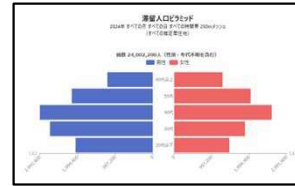
RESAS観光マップの使い方



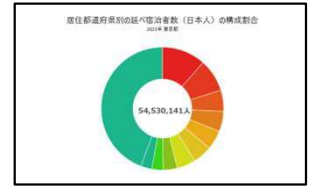
※2025年3月末日時点の情報です。

RESAS観光マップでは
以下メニューをご利用いただけます

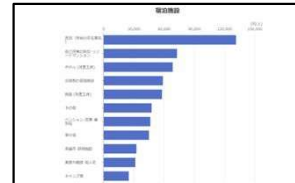
①観光地分析



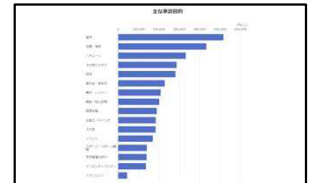
②宿泊者分析



③国内観光消費分析



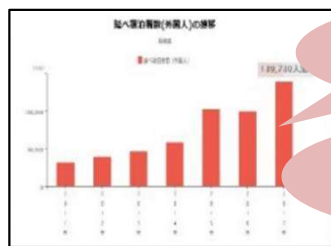
④インバウンド消費分析



活用事例

※RESAS Portalにて、観光や産業振興など様々な分野でのRESAS活用事例をご紹介します。
※事例に記載のメニューは公開中の仕様と異なる場合がございます。

外国人消費データを踏まえたインバウンド向けプロモーションの検討（鳥取県米子市）



外国人旅行者数の増加をデータで確認

インバウンドの消費傾向を分析



▶インバウンド向けの観光プロモーションや
ツーリストパス等の作成

▶空き家・空き店舗を改装してゲストハウス
やホステルの整備

参考資料(鳥取県米子市)

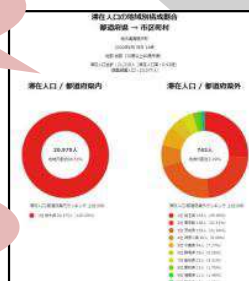
https://resas-portal.go.jp/medias-import/A190031_ws.pdf



交流人口の増加に向けた道の駅プロモーション事業の検討（栃木県高根沢町）

県外からの訪問者は特定の
地域から来ている傾向

冬、秋、夏、春の順に
来町者が多い



▶プロモーション事業のターゲットを、
県外からの来訪者が多い地域に設定

▶来訪者が多い時期にイベント実施
結果、開催したイベントに約2,000人来場

参考資料(栃木県高根沢町)

https://resasportal.go.jp/mediasimport/A220234_interview.pdf



【連絡先】 内閣府 地方創生推進室
ビッグデータチーム TEL : 03-3581-4541

観光戦略立案に資する国土数値情報（GISデータ）の提供

令和7年度予算額：
243百万円の内数

概要

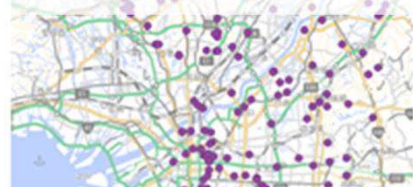
地域観光資源への誘客や周遊ルート作成、オーバーツーリズム対策等の観光戦略の立案について、具体的な地理的配置や位置関係をもとに検討できるよう、鉄道やバス等の交通インフラ、観光資源である世界自然遺産・文化遺産等のGISデータを国土数値情報として整備・無償提供している。

観光に関する国土数値情報の整備済みデータ

地域資源・観光	文化財、世界自然遺産、世界文化遺産、観光資源、地域資源、宿泊容量メッシュなど
施設	道の駅、集客施設、医療機関、文化施設など
交通インフラ	鉄道、駅別乗降客数、バス停留所、バスルート、空港など
指定地域	人口集中地区、過疎地域、自然公園地域など
防災関連	洪水浸水想定区域、津波浸水想定、土砂災害警戒区域、避難施設など

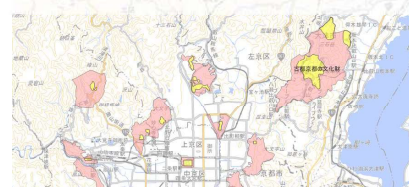
文化財（都道府県指定）

都道府県が指定する文化財の位置、名称、種別等の情報を整備



世界自然遺産・文化遺産

世界自然遺産・世界文化遺産として登録された国内の情報を整備



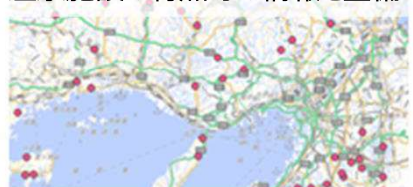
観光資源

城跡、庭園などの全国の観光地点等に関する情報を整備



道の駅

全国の道の駅の位置、宿泊施設、温泉施設の有無等の情報を整備



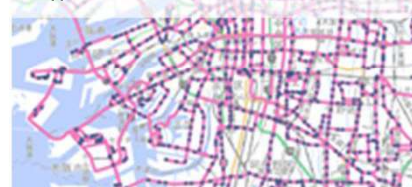
鉄道

全国の路線や駅について路線形状、路線名や運営会社等の情報を整備



バス停・バスルート

全国のバス停・バス系統の情報を整備



想定利用者

地域観光資源への誘客や周遊ルート作成等を行う地方公共団体や事業者等。

最新情報

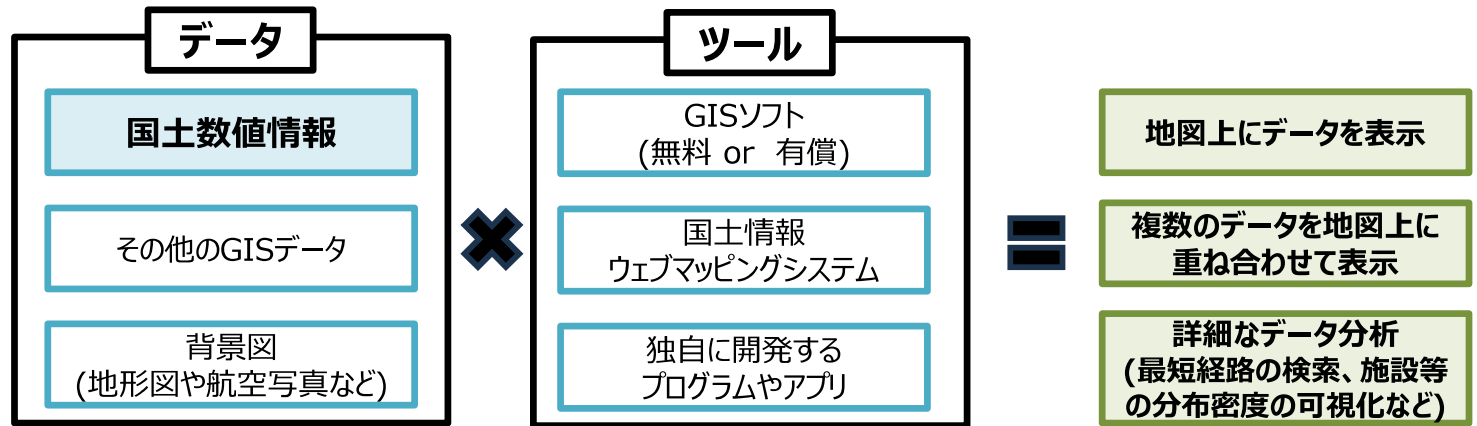
令和7年5月～6月に、「鉄道」「鉄道時系列」「駅別乗降客数」「高速道路時系列」等のデータを更新予定。今後も、防災関連を始めとした様々なデータを整備・更新予定。

活用方法

国土数値情報ダウンロードサイトにてGISデータを無償で提供。
(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>)

国土数値情報の利用イメージ

国土数値情報ダウンロードサイトでダウンロードできるデータは、「GISソフト」で使うことができます。
また、一部のデータは「国土情報ウェブマッピングシステム」で表示することができます。



具体的な利用方法等は以下URLをご確認ください。

国土数値情報ダウンロードサイト：初めての方へ <https://nlftp.mlit.go.jp/first.html>

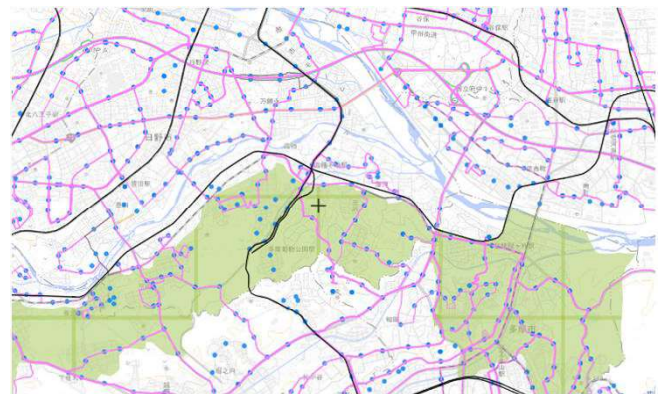
QGISでの国土数値情報利用方法 <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/other/manual.html>

※QGIS・・・無償のGISソフト ※GISソフトのインストールについては、各組織のルールに基づいて実施してください。

ウェブマッピングシステム 操作方法 https://nlftp.mlit.go.jp/webmapc/WMS_manual.pdf

観光分野での可視化・分析例

- ・利用者ニーズの高い目的施設に移動しやすいバス停留所の設定、バスルートの見直し
- ・周遊滞在エリアにおける観光資源、地域資源、医療機関等の施設分布可視化
- ・広域的な観光ルートの検討、観光マップ作成
- ・宿泊容量や地域公共交通の現状をふまえたワーケーション施策のプランニング



観光資源と交通インフラの関係を可視化した例
(国土情報ウェブマッピングシステム)

- ・自然公園地域 (緑の部分)
- ・鉄道 (黒い線)
- ・バス停留所 (青のポイント)
- ・バスルート (ピンクの線)

【連絡先】

国土交通省 政策統括官付 地理空間情報課 TEL : 03-5253-8353

国土数値情報ダウンロードサイト (<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>)

継続

人流データの利活用促進

令和7年度予算額：
30百万円

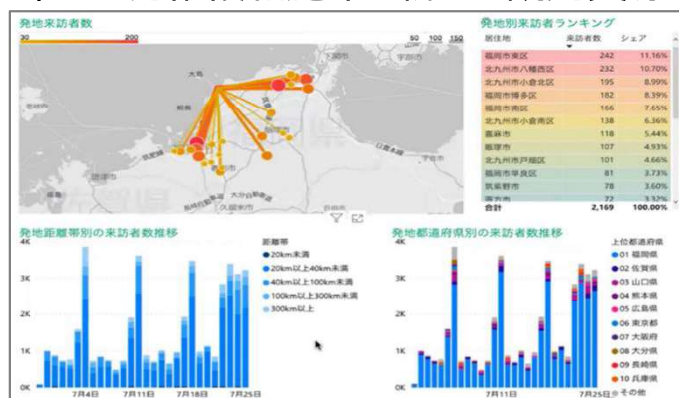
概要

EBPMに不可欠である人流データ（人の移動や滞留に関するデータ）の地方公共団体による利活用を促進するため、「ユースケースの創出」と「利活用のハードルを下げる取組（ツールの公開や利活用の手引きの作成など）」を行っている。

今後は、人流データの社会実装を促進するため、先進事例の横展開を図るほか、取得コストの低廉化に向けた取組等を行う。

人流データ利活用事例

人流データを用いることで、観光客の行動パターンの可視化・把握が可能。地域観光計画の立案や、混雑緩和施策、新たな観光資源の発掘等のEBPMに活用されている。



福岡県糸島市の事例

（「人流データ利活用事例集2025」より）

九州大学と糸島市の共同研究として、観光地「二見ヶ浦」周辺や、その他の観光スポットにおける観光客の動向について、位置情報データに基づいた観光人流データ分析を行い、**観光人流の見える化**を行った。観光客の動態分析結果は、観光協会が開発するバスツアー企画などに活用され、牡蠣小屋から温泉施設への**周遊ルートの最適化**などの具体的な成果を得た。

出典：「人流データ活用普及イベント」荒川豊教授 基調講演資料

人流データ利活用事例集（観光分野以外の事例も掲載）

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/chirikukannjoho/tochi_fudousan_kensetsugyo_fr17_000001_00025.html

※令和7年3月に、新たに「人流データ利活用事例集2025」を公開

人流データ利活用手引き集

行政機関や地域の諸団体等が人流データを正しい理解のもと安心して活用できるよう、人流データの選定・取得・提供・利用におけるポイントやユースケースなどをとりまとめ、「人流データ利活用の手引き」として公開。

地域課題解決のための人流データ利活用の手引き

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/chirikukannjoho/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk17_000001_00034.html

最新情報

AI等を活用した人流データの取得コストの低廉化や屋内・地下分析に不可欠な3次元人流データの活用事例の創出に向けた取組を今年度行う予定。

【連絡先】

国土交通省 政策統括官付 地理空間情報課 TEL：03-5253-8353

○国立公園等多言語解説等整備事業

令和7年度予算額：
5,860百万円の内数

概要

国立公園、国定公園等の案内板や展示物における多言語解説の媒体整備を支援するもの。

事業イメージ

【事業目的・背景・課題】

国立公園、国定公園等の自然体験拠点における案内板やビジターセンター・世界遺産センター等の展示物については、主に日本語での解説が多く、外国人旅行者に国立公園等の自然などの魅力が十分伝わらない。また、国立公園では一定の英語解説文整備が進みつつあるものの、他の言語への対応は十分ではなく、また、国民公園、国定公園等においては多言語解説文整備が十分進んでいない。

訪日外国人利用者が多く見込める自然体験拠点における多言語化の効果を高め、施設・エリアの満足度の向上を図るには、国立公園、国定公園、国民公園等の自然体験拠点を中心としたエリア一帯で取り組みを進めることが必要。

【事業内容】

これまでの観光庁多言語事業の成果を活用しつつ、国立公園、国定公園、長距離自然歩道等に加え国民公園、世界自然遺産の案内板やビジターセンター等の展示物、その他各種関係コンテンツ等についてICTなども活用し、観光庁ガイドラインの下で作成した英語等の多言語の解説文を活用しながら、多言語整備にかかる設計から媒体化まで行い、外国人目線で分かりやすく

魅力的な多様な解説整備をエリア一帯で促進。

- (1) 国立公園等における多言語解説案内板・展示物等の整備
- (2) モバイル媒体と連携したICT技術による多様な多言語解説等
- (3) 事業実施の効率化にかかる業務
- (4) 同時音声翻訳技術の一部導入
- (5) 自治体・民間団体等による多言語整備への補助

【事業実施スキーム】

- ・事業形態：直轄事業・補助事業
(補助率：2/3)
- ・請負先/補助対象：
民間事業者/地方公共団体・DMO・観光協会等



対象者

地方公共団体、観光協会・DMO等の団体、民間事業者等

対象事業

これまでの観光庁多言語事業の成果を活用しつつ、国立公園、国定公園、長距離自然歩道等に加え国民公園、世界自然遺産の案内板やビジターセンター等の展示物、その他各種関係コンテンツ等についてICTなども活用し、観光庁ガイドラインの下で作成した英語等の多言語の解説文を活用しながら、多言語整備にかかる設計から媒体化まで行い、外国人目線で分かりやすく魅力的な多様な解説整備をエリア一帯で促進。

(想定される媒体)

- ・多言語解説文（国立公園以外が対象）
- ・案内板・解説板
- ・標識（解説板と一体的に整備するもの）
- ・ビジターセンター等の展示
- ・デジタルサイネージ（コンテンツ制作を含む）
- ・タブレット端末（コンテンツ制作を含む）
- ・WEBサイト（2次元コード等との連動を含む）
- ・パンフレット等（2次元コード等との連動を含む）

※国立公園、国定公園等に関連する内容を含み、公園への誘客を促すものであれば、公園区域外の駅・バスターミナル・道の駅等の拠点等で実施する事業も補助対象

支援内容

交付対象経費の2/3を助成（予定）

昨年度からの変更のポイント

- ・野生生物関係施設の多言語解説整備
- ・魅力的な多言語解説整備のための地域支援等
- ・同時音声翻訳技術の一部導入

支援手続スケジュール（予定）

令和7年4月以降に公募開始予定。

【連絡先】 環境省 自然環境局国立公園課
TEL : 03-5521-8279